



Amazia

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成30年11月
株式会社Amazia

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式259,080千円(見込額)の募集及び株式70,485千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式56,261千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年11月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社Amazia

東京都渋谷区円山町28番3号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概要

『世界にチャレンジするインターネットサービスを創る』

当社は、平成21年10月1日に「世界にチャレンジするインターネットサービスを創る」という経営理念のもと設立されました。現在はマンガアプリ事業に注力し、「デジタルの力でマンガの新しい価値を届ける」をミッションに、早期に国内有数のマンガメディアのポジションを確立し、海外市場への進出を目指しています。

今後は当社の強みであるアプリ開発力とマネタイズ力を持って、日常で生まれるスキマ時間を楽しくする質の高いインターネットサービス、事業の創出に取り組んで参ります。

■ 当社のサービス



マンガBANG!



●特徴

- ✓プラットフォーム型
- ✓フリーミアムモデル
- ✓商業作品

●サービス説明

複数出版社のマンガ雑誌に掲載している有名作品等を配信するスマートフォン向けマンガアプリです。基本無料で利用でき、多数のユーザーが毎日利用するサービスを目指します。



マンガEpic!



●特徴

- ✓ユーザー投稿サービス
- ✓フリー配信モデル
- ✓インディーズ作品

●サービス説明

インディーズ作品を無料配信するスマートフォン向けマンガアプリです。ユーザー投稿型マンガサービスで、デビュー前のマンガ作家を発掘・育成し、人気作品を生み出していきます。

■ 当社の強み

① アプリ開発力

当社は創業以来、多様なインターネット・アプリサービスを企画から開発、運用まで一貫して社内で行っており、インターネットサービスの立上げ・運用に豊富な経験と知識を有しております。

自社内で完結した開発運営体制を構築していることで、ユーザーからの要望や新しい機能をサービスへ早期に反映することが可能となり、ユーザーの満足度・エンゲージメントを高める結果につながっていると考えています。また、データ分析・ユーザー行動分析の仕組みを構築し、リテンションの高いユーザーグループの分析や売れ筋作品の分析に取り組み、サービスの改善に役立てています。

② マネタイズ力

多数のユーザーに最適な広告閲覧を促し、高い広告収益を得ること、及びユーザーが課金衝動を覚えるタイミングでライトな課金モデルを提供することで、課金ユーザーへの転換を促し、高ARPU（一人当たり顧客単価）を実現しています。

マネタイズモデルは変遷が早い為、新しいビジネスアイデアをスピーディーに実行・検証・改善する体制を構築しております。

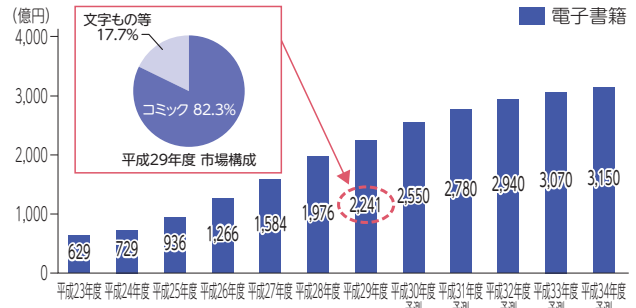
2. 事業の内容

■ 市場動向

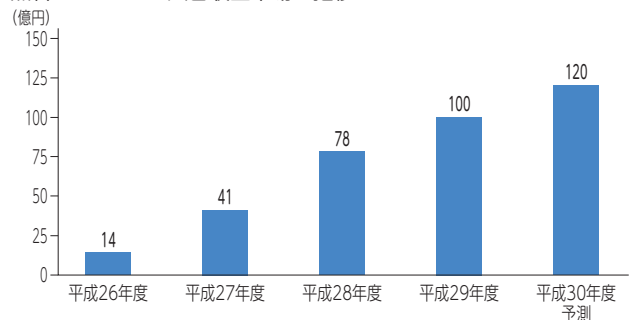
電子書籍市場はスマートフォンやタブレット端末利用ユーザーの増加を背景として、平成29年度の市場規模としては推計2,241億円まで成長しております。当社が属する電子コミック市場が電子書籍市場を牽引しており、平成29年度の電子コミック市場規模は電子書籍市場全体の8割超を占める推計1,845億円になります。今後もスマートフォンやタブレット端末の高い保有率に支えられ、認知度の拡大、ネットワーク通信をはじめとするデジタル環境の向上、出版社等による電子書籍への取り組みが積極的に行われる等により、平成34年度には電子書籍市場は3,150億円の市場規模への拡大が想定されております。

さらに、当社が提供するマンガアプリ等が生み出す無料マンガアプリの広告市場は平成29年度に100億円に拡大し、平成30年度は1.2倍の120億円程度に達すると予測されています。

電子書籍市場の推移



無料マンガアプリ広告収益市場の推移



出所：インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2018」

■ マンガBANG!について

複数の出版社の作品を横断的に配信できるプラットフォーム型マンガアプリとしてサービス提供を開始しました。ゲーム等の無料コンテンツに慣れたアプリユーザーをマンガサービスに呼び戻すために、「マンガBANG!」では①一定条件下において、無料でマンガが読め、一定条件を超えてマンガを読むためにはライト課金(1話単位、レンタル形態による少額課金)が必要となるフリーミアムモデル(注)及び②マンガを購入して読める販売モデル(ストア課金)のサービスを提供しております。

フリー配信やライト課金で徐々にマンガに慣れ親しんで頂くとともに、ユーザー毎の利用頻度、目的に応じた課金額の最適化を図ることで、マンガビジネスの収益最大化を実現しています。

(注)フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル

①プラットフォーム型

マンガBANG!は特定のコンテンツホルダーに依存しないプラットフォーム型のマンガサービスです。

様々な出版社の様々なジャンルの作品を取り扱うことで多数のユーザーの嗜好に応えられることを強みとしています。

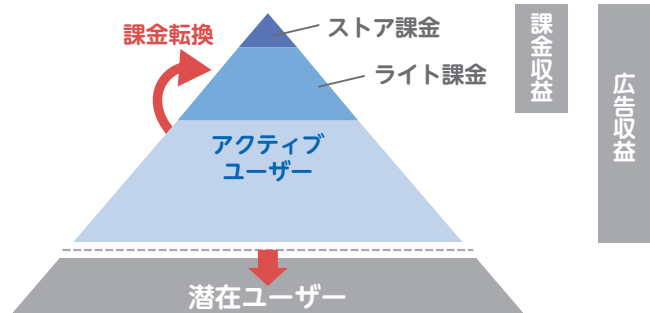


取り扱い出版社

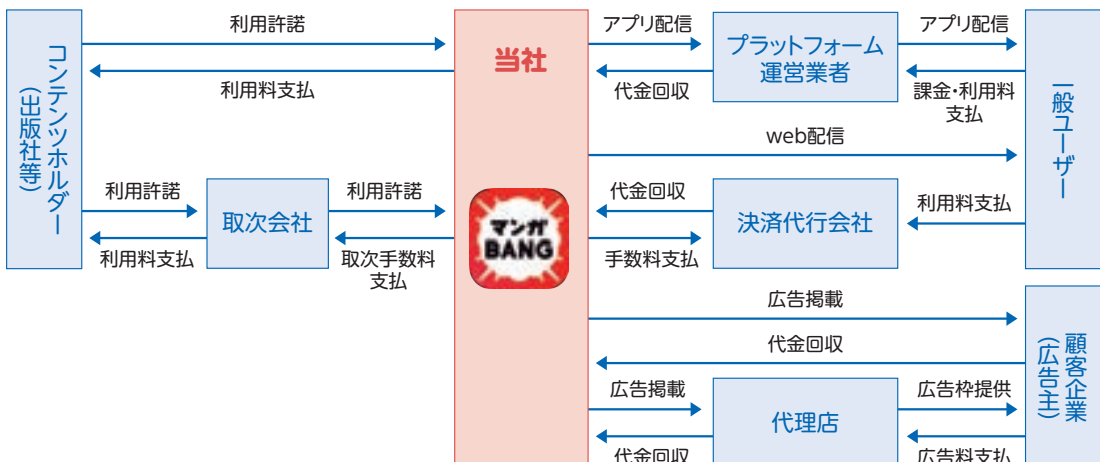
集英社	講談社
白泉社	秋田書店
スクウェア・エニックス	その他出版社

②フリーミアムモデル

基本無料で利用できるため、日常生活の中でスキマ時間に気軽に高頻度で利用するユーザーが多いサービスモデルとなります。購入という特定目的を持って来訪する従来の電子書籍販売サイトと比較して、多数の潜在的ユーザーを取り込むことが可能です。



■ マンガBANG!の事業系統図



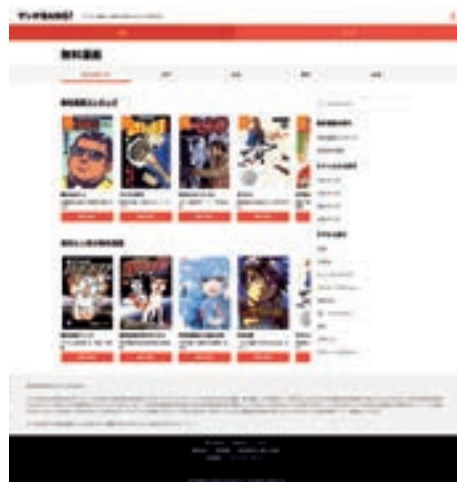
3. 今後の成長戦略

■ マンガアプリ事業の展開



① マンガBANG!の差別化

マンガBANG!は、出版社との関係強化を通じて、当サービスでしか無料閲覧できない人気作品、マンガ派生コンテンツを配信し、より多くのユーザーに喜ばれる差別化されたサービスを目指します。また、訴求効果の高い人気作品を利用して、積極的なユーザー獲得を行うことでサービス規模を更に拡大していきます。さらに、フリー配信のみといった配信モデルの異なる「マンガBANG!」WEBサービスを早期に立上げ、既存ユーザー層である中年層とは異なる若年層の獲得に注力して参ります。



② 周辺ビジネスの立上げ

現在は、主力の「マンガBANG!」において、出版社等と協業した新作マンガ（半オリジナル作品）の共同制作を開始するとともに、平成29年12月にサービス提供を開始したマンガ投稿サービス「マンガEpic!」において、デビュー前のマンガ家を発掘・育成し、人気オリジナル作品を生み出すことに注力しています。

今後は、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業で蓄積した知見やノウハウ、既存のユーザー基盤等を活用し、オリジナル作品の創出とそのIP（知的財産）展開することに注力して参ります。具体的なIP展開は、オリジナル作品のコミックス化、「マンガBANG!」を通じた販売、映画・アニメ化及びグッズ化等を行っていく方針です。



③海外展開

当社は、日本のマンガの海外市場が、コンテンツの認知度と比較して市場規模が小さいと考えており、これは書籍の流通経路や有料販売のハードルが高いことに起因すると分析しております。当社は今までに培った開発ノウハウや出版社との関係を基に、海外市場に向けて日本のフリーミアム型マンガアプリを展開する計画を進めております。当該展開により、上記問題を解決し、日本のマンガの認知度を向上させるプラットフォームを作り出したいと考えております。

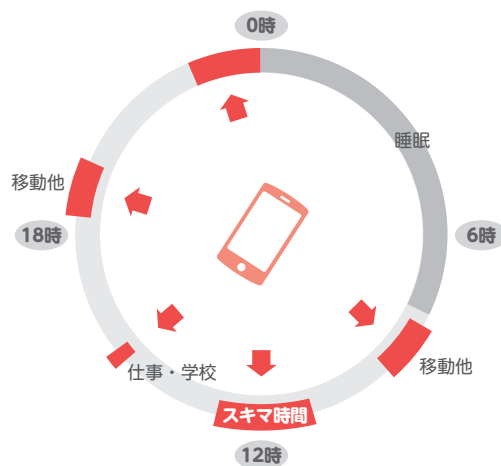


■新規ビジネスの立上げ

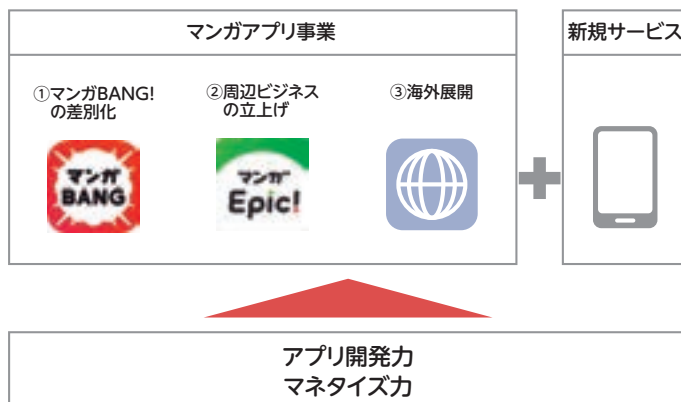
当社は、マンガアプリ事業から創出される利益を基に、当社の強みであるアプリ開発力とマネタイズ力に加え、マンガアプリ事業で構築したユーザー基盤を基に、スキマ時間でアプリを楽しむユーザー（注）向けに、さまざまな嗜好に応える新規サービスの創出に注力して参ります。これにより、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオを構築できると考えております。

（注）スキマ時間でアプリを楽しむユーザー：特定の目的を持たずに利用するユーザー。1回の訪問時間は短いが、高頻度（毎日）で利用するユーザー。

スキマ時間でアプリを楽しむユーザー



スキマ時間でアプリを楽しむライトユーザー



4. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月
売上高 (千円)	70,117	99,491	152,545	389,321	1,171,086	917,529
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△3,602	11,153	△72,264	△18,733	△27,321	17,706
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	△3,672	14,683	△72,555	△19,711	△29,254	13,182
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	5,000	5,000	84,347	84,347	153,347	161,472
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,392	1,392	14,840	15,090
純資産額 (千円)	7,075	21,758	107,897	88,185	196,931	226,363
総資産額 (千円)	13,241	25,588	160,187	202,403	410,025	450,662
1株当たり純資産額 (円)	7,075.07	21,753.30	77,512.60	31.68	66.35	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△3,672.33	14,683.23	△59,697.97	△7.08	△10.01	4.43
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.4	85.0	67.4	43.6	48.0	50.2
自己資本利益率 (%)	△41.2	101.8	△111.9	△20.1	△20.5	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	9,501	△32,111	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△11,136	△6,887	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△4,956	126,599	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	93,499	181,099	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	2 (—)	— (1)	— (1)	1 (—)	10 (1)	— (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第4期、第6期、第7期、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であって、期中平均株価が把握できなかったため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第5期及び第9期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できず記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

7. 主要な経営指標等の推移のうち、第4期から第6期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第9期第3四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

9. 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

10. 従業員数は就業人員(休職者を除く)であり、臨時従業員数(アルバイト含む。業務委託社員を除く)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔外書〕で記載しております。

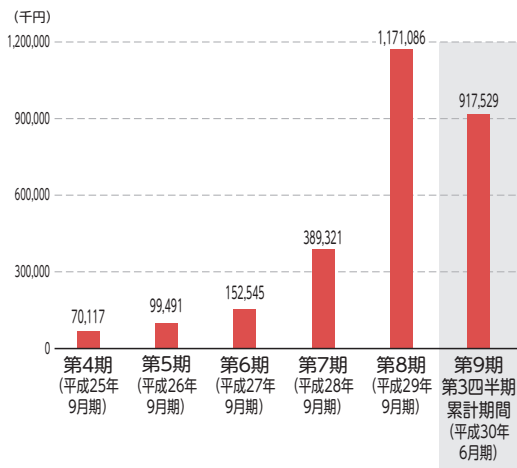
11. 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「〔新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)〕の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

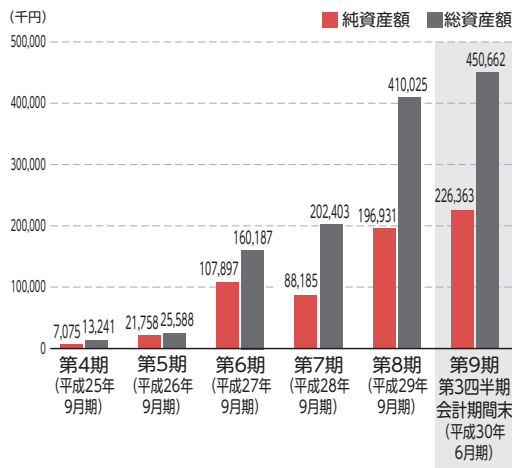
なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月
1株当たり純資産額 (円)	3.54	10.88	38.76	31.68	66.35	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.84	7.34	△29.85	△7.08	△10.01	4.43
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

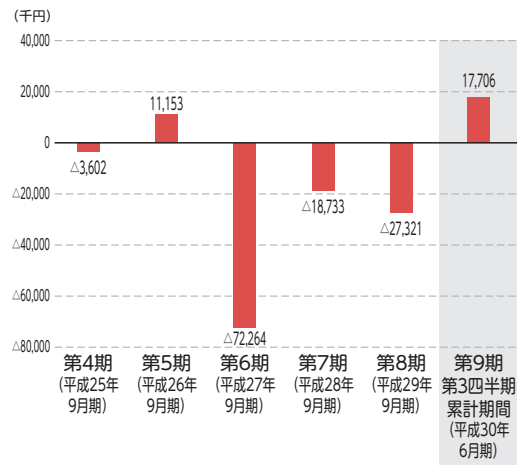
■ 売上高



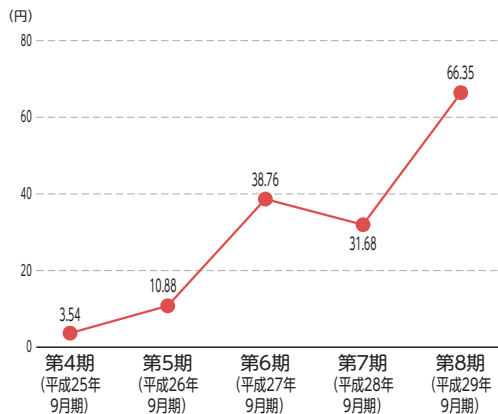
■ 純資産額／総資産額



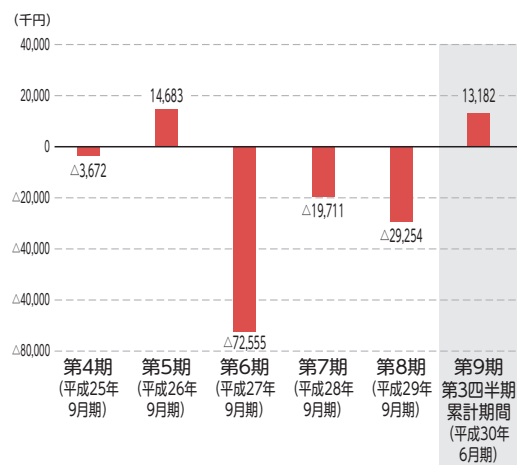
■ 経常利益又は経常損失 (△)



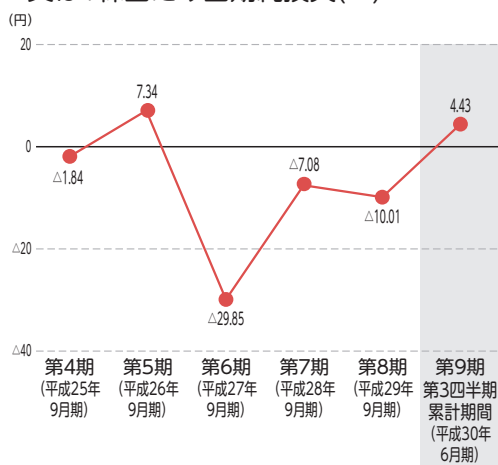
■ 1株当たり純資産額



■ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



■ 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)」の各グラフでは、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】	35

第4	【提出会社の状況】	36
1	【株式等の状況】	36
2	【自己株式の取得等の状況】	48
3	【配当政策】	48
4	【株価の推移】	48
5	【役員の状況】	49
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5	【経理の状況】	58
1	【財務諸表等】	59
第6	【提出会社の株式事務の概要】	106
第7	【提出会社の参考情報】	107
1	【提出会社の親会社等の情報】	107
2	【その他の参考情報】	107
第四部	【株式公開情報】	108
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	108
第2	【第三者割当等の概況】	109
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	109
2	【取得者の概況】	111
3	【取得者の株式等の移動状況】	112
第3	【株主の状況】	113
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月14日
【会社名】	株式会社Amazia
【英訳名】	Amazia, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐久間 亮輔
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町28番3号
【電話番号】	03-6415-3435(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 神津 光良
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町28番3号
【電話番号】	03-6415-3435(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 神津 光良
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 259,080,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 70,485,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 56,261,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	240,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年11月14日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、44,300株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である佐久間亮輔(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- これに関連して、当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式44,300株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成30年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	240,000	259,080,000	140,208,000
計(総発行株式)	240,000	259,080,000	140,208,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、平成30年11月14日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年12月12日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,270円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は304,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年12月13日(木) 至 平成30年12月18日(火)	未定 (注) 4	平成30年12月19日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、平成30年12月4日に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年12月12日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年12月4日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年12月12日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年12月12日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成30年12月20日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成30年12月5日から平成30年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	—	240,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年12月4日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年12月12日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
280,416,000	7,000,000	273,416,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,270円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額273,416千円に本第三者割当増資の手取概算額上限51,578千円を合わせた、手取概算額合計上限324,994千円については、以下のとおり充当する予定であります。

- ① 当社主力事業であるプラットフォーム型のマンガアプリ「マンガBANG!」の知名度及び認知度向上、ユーザー獲得のための広告宣伝費用として254,994千円(平成31年9月期:130,000千円、平成32年9月期:124,994千円)を充当する予定であります。
- ② 今後の事業拡大のために必要となる、優秀な開発エンジニア人材、webマーケティング人材及び管理部門人材を確保するために、積極的に採用活動を行っていく方針であります。そのため、採用費及び人件費の増加分の一部として70,000千円(平成31年9月期:30,000千円、平成32年9月期:40,000千円)を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	55,500	70,485,000	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト15F 株式会社シーエー・モバイル 27,300株 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社メディアドゥホールディング ス 10,500株 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 NVC C 7号投資事業有限責任組合 6,400株 東京都港区 江口 弘尚 4,200株 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 三菱UFJキャピタル4号投資事業有 限責任組合 2,800株 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38F 株式会社アドウェイズ 2,200株 東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストプレイス8F 株式会社VOYAGE VENTURES 2,100株
計(総売出株式)	—	55,500	70,485,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,270円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 12月13日(木) 至 平成30年 12月18日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年12月12日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	44,300	56,261,000
計(総売出株式)	—	44,300	56,261,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,270円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 12月13日(木) 至 平成30年 12月18日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、44,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に對して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成31年1月17日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成31年1月17日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年12月12日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年11月14日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 44,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	平成31年1月22日(火)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、平成30年12月4日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年12月12日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である佐久間亮輔、当社株主かつ当社役員である江口元昭、当社株主である株式会社マイナビ、当社新株予約権者かつ当社役員である小泉妙美は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成31年6月17日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である株式会社シーエー・モバイル、株式会社メディアドゥホールディングス、NVCC 7号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、株式会社アドウェイズ、株式会社VOYAGE VENTURESは、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成31年3月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主である江口弘尚は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成31年3月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成31年6月17日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	70,117	99,491	152,545	389,321	1,171,086
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△3,602	11,153	△72,264	△18,733	△27,321
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△3,672	14,683	△72,555	△19,711	△29,254
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	5,000	5,000	84,347	84,347	153,347
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,392	1,392	14,840
純資産額 (千円)	7,075	21,758	107,897	88,185	196,931
総資産額 (千円)	13,241	25,588	160,187	202,403	410,025
1株当たり純資産額 (円)	7,075.07	21,753.30	77,512.60	31.68	66.35
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△3,672.33	14,683.23	△59,697.97	△7.08	△10.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.4	85.0	67.4	43.6	48.0
自己資本利益率 (%)	△41.2	101.8	△111.9	△20.1	△20.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	9,501	△32,111
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△11,136	△6,887
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△4,956	126,599
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	93,499	181,099
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	— ² 〔—〕	— 〔1〕	— 〔1〕	— ¹ 〔—〕	— ¹⁰ 〔1〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第4期、第6期、第7期、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であって、期中平均株価が把握できなかったため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 主要な経営指標等の推移のうち、第4期から第6期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 前事業年度（第7期）及び当事業年度（第8期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
9. 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（休職者を除く）であり、臨時従業員数（アルバイト含む。業務委託社員を除く。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔外書〕で記載しております。
11. 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』」の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額 (円)	3.54	10.88	38.76	31.68	66.35
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△1.84	7.34	△29.85	△7.08	△10.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社は、平成21年10月1日に「世界にチャレンジするインターネットサービスを創る」という経営理念のもと設立されました。個人のライフスタイルをより充実させるインターネットサービスを創りたいとの思いから、共同購入クーポンサイト、コマースサイトのシステム提供、及び様々なマンガアプリを運営していく中で、マンガアプリ事業に商機を見出し、同事業を本格的に行うために、マンガアプリ事業に経営資源を集中させることといたしました。

設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成21年10月	東京都渋谷区道玄坂に当社設立（資本金500万円）。
平成22年7月	共同購入クーポンサイト「GroupMall」サービス提供開始。
平成22年9月	携帯公式サイト運営会社であった兄弟会社の株式会社アイデアコミュニケーションを事業整理のため吸収合併。
平成23年10月	本社を東京都渋谷区円山町に移転。
平成26年11月	フリーミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」をサービス提供開始。
平成27年8月	「マンガBANG!」における電子書籍配信作品数強化を図るため、株式会社メディアドゥ（現株式会社メディアドゥホールディングス）との資本業務提携契約を締結。
平成27年11月	無料マンガアプリ「マンガ全巻無料極」をサービス提供開始。
平成27年11月	フリーミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」ストア機能追加
平成28年7月	本社を東京都渋谷区円山町内に移転。
平成29年5月	「マンガBANG!」WEB配信サービス提供開始。
平成29年12月	マンガ投稿サービス「マンガEpic!」をサービス提供開始。

3 【事業の内容】

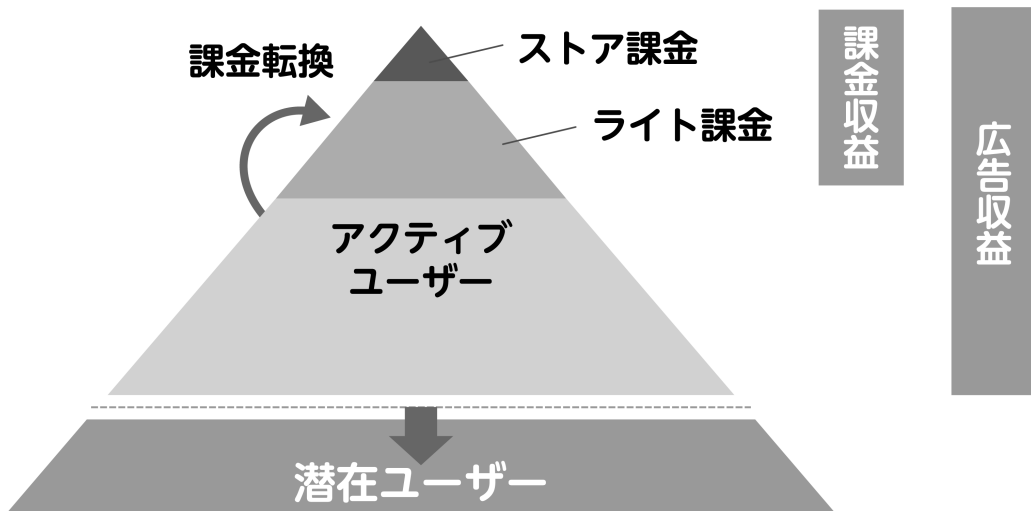
当社は、創業以来、多様なインターネット・アプリサービスを企画、開発から運用まで一貫して社内で行ってきました。自社内で完結した開発運用体制を構築していることで、ユーザーからの要望や新しい機能を当社サービスへ早期に反映することが可能となり、ユーザーの満足度・エンゲージメントを高めるノウハウを培ってきました。また、データ分析・ユーザー行動分析の仕組みを構築し、リテンションの高いユーザーグループの分析や売れ筋作品の分析に取り組み、サービスの改善ができるアプリ開発力が当社の強みであると同時に、当社の事業運営の基盤となっております。

このようなアプリ開発力を強みに、当社は、個人のライフスタイルをより充実させる様々なインターネットサービスの開発・運用を経て、現在、マンガアプリ事業に経営資源を集中しております。

スマートフォンやタブレット端末の急速な普及に伴い、紙媒体のマンガが売れなくなってきていることに加え、韓国のマンガがフリーミアムモデル（注1）で日本市場に参入し始め、日本のマンガ業界が大きく変わろうとしています。そのような事業環境の中で、当社は「デジタルの力で新時代のマンガビジネスを創造する！」をミッションに掲げ、複数のマンガアプリをリリースして参りました。最初は、作品毎に1つのアプリとして配信していましたが、ユーザーの利便性を鑑みて、複数の出版社やオリジナル作品を1つのアプリで横断的に配信できるプラットフォーム型のマンガアプリを「マンガBANG!」として、平成26年11月にサービス提供を開始しました。ゲーム・SNS等の無料コンテンツに慣れたアプリユーザーをマンガサービスに呼び戻すために、「マンガBANG!」では①一定条件下において、無料でマンガが読め、一定条件を超えてマンガを読むためにはライト課金（1話単位、レンタル形態による少額課金）が必要となるフリーミアムモデル及び、②気に入ったマンガを1巻単位で購入して読める販売モデル（ストア課金）のサービスを提供しております。

フリー配信やライト課金で徐々にマンガに慣れ親しんで頂くとともに、ユーザー毎の利用頻度、目的に応じた課金額の最適化を図ることで、マンガビジネスの収益最大化を目指しております。

(注) 1. フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル



当社は、フリーミアムモデルという、多数のユーザーに最適な広告閲覧を促し、高い広告収益を得ること及びユーザーが課金衝動を感じるタイミングでライトな（少額）課金モデルを提供し、課金ユーザーへの転換を促すことで、高ARPU（一人当たり顧客単価）を実現して参りました。

変遷が早いマネタイズモデルにスピーディーに対応できるために、新しいビジネスアイデアを実行・検証・改善できる体制を構築していることが当社の強みになります。

また、マンガ雑誌が売れなくなり廃刊となることで、縮小していたマンガ家のデビューの場を増やすために、平成29年12月にマンガ投稿サービス「マンガEpic!」のサービス提供を開始しました。ユーザーは、無料で当サービス内のインディーズ作品を読むことができ、その中で人気を博したマンガ家は、出版、電子書籍販売（「マンガBANG!」含む）等でデビューできる仕組みになります。マンガ家にデビューの場を提供するとともに、ユーザーに優良なオリジナルコンテンツを提供することを重視しております。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであります。

平成30年10月31日現在で、当社が運営するスマートフォンアプリのタイトルは以下のとおりであります。

セグメント	アプリタイトル	内容
マンガアプリ事業	マンガBANG!	複数出版社のマンガ雑誌に掲載されている有名作品に加え、オリジナル作品を配信するプラットフォーム型のスマートフォン向けマンガアプリです。基本無料で利用できるため、多数のユーザーを獲得することが可能となり、毎日利用するアクティブユーザーを増やし、広告収益と課金収益でのマネタイズを行っています。
	マンガEpic!	デビュー前のマンガ家のインディーズ作品が無料で読めるユーザー投稿型マンガサービスです。特定マンガ家のファンユーザーを増やし、広告収益でマネタイズを行っています。将来的には、マンガ家を発掘・育成し、次回作品・続編を出版・販売するとともに、グッズ・映画・ドラマ化などのIP（知的財産）展開による収益化を目指していきます。

コミックを中心とする電子書籍市場は、スマートフォン・タブレットユーザーの増加を背景に、テレビCMやインターネット広告による広告宣伝、無料マンガアプリやサービスの普及による電子書籍ユーザーの拡大、電子書籍ストアや出版社によるキャンペーンの拡大、電子書籍ストアのマーケティングノウハウの蓄積によりユーザー平均購入量の増加が続いております。また、ジャンル別では電子コミックが電子書籍市場を牽引しており、まとめ買いやライトユーザー向けの電子コミックが好調に推移しています。

今後もスマートフォン・タブレット等のデバイスの進化やユーザーの増加を背景に、認知度の拡大や利便性の向上による利用率の上昇、紙媒体の書籍との同時発売の増加、電子書籍ストアのマーケティングノウハウの高度化、電子オリジナルのコンテンツや付加価値のついた電子書籍の販売の拡大等により、電子書籍及び電子コミック市場の拡大が続くことが予想されています。平成29年度の電子書籍市場規模は2,241億円（内、電子コミックは1,845億円であり、全体の82%を占める）と推計され、平成28年度の1,976億円から265億円（前年度比13.4%）増加しました。平成34年度には平成29年度の1.4倍の3,150億円に拡大すると予測されています。また、平成29年度の無料マンガアプリ広告収益市場規模は、100億円と推計され、平成28年度の78億円から22億円（前年度比28.2%）増加しました。平成30年度には平成29年度の1.2倍の120億円に拡大すると予測されており、電子コミックの中でもマンガアプリが市場を牽引していくと考えています。（出典：インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2018」）

(1) マンガBANG!

「マンガBANG!」は、プレミアム型マンガアプリとなり、主な収益モデルは次の2つの主要サービスから成り立っております。

① 話課金（レンタル）＋広告収益モデル

「無料試し読み」（注1）コーナーが話課金＋広告収益モデルになります。話課金は、1話毎に30円程度で24時間読める少額課金モデルです。広告収益は、当アプリ内で広告を表示すること、ユーザーがアプリ内で配信された広告経由で広告品を購入（無料ダウンロード等含む）すること及びユーザーが動画広告を視聴すること等で収益化するモデルです。

「無料試し読み」コーナーでは、毎日7時と19時にそれぞれフリーメダルが4個に回復し、フリーメダル1個につき1話分を読むことができます。また、広告主の無料アプリをダウンロードすること及び広告動画を視聴することでSPメダルがもらえ、SPメダル1個につき1話分を読むことができます。フリーメダル、SPメダルがない場合は、話課金して読むこととなります。

無料で読むこともでき、課金が必要な場合も1話レンタルの少額課金となるため、マンガ離れたユーザーや若者にとって取り掛かりやすいモデルとなっております。マンガを読むことを習慣化することで、潜在的なユーザーの掘り起こしを推進しております。

② 購入モデル

「ストア」（注2）コーナーでサービス展開しており、ユーザーはストア課金をして、電子書籍を1巻単位で購買し、読むことができます。

「ストア」コーナーでは、定期的に無料特集を行っており、数巻分を無料でダウンロードして読むことができるようにし、新しく読み始める作品を探しているユーザーに、過去及び新規の優良作品に出会う機会を創出しております。

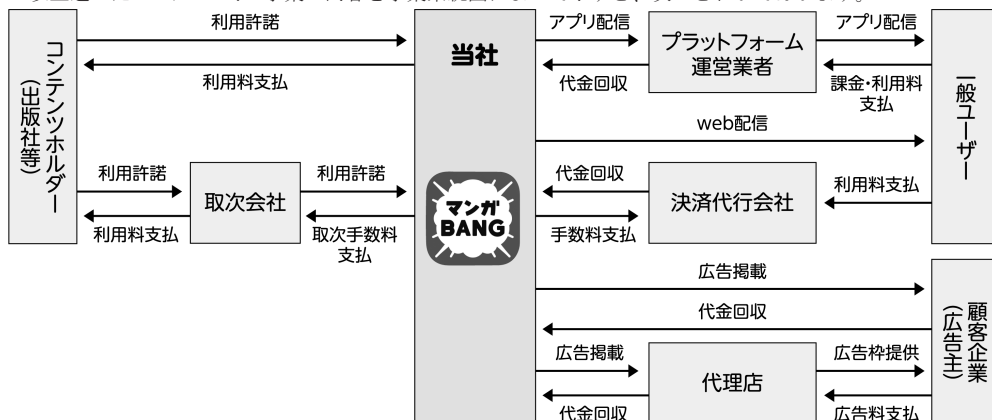
従来の販売モデルと同じモデルであるため、出版社等にとって一番受け入れやすいモデルになります。そのため、当社モデルの中でも最も多く有名作品を取り揃えることができます。話題となった人気作品のみを読みたいマンガに関心が薄い人や、「無料試し読み」や「ストア」コーナーのキャンペーンで特定の作品・作家のファンとなった人、物理的な保管場所に困っている人をターゲットとしております。

マンガBANG!で取り扱っている作品は、出版社等の商業作品が大半を占め、一部オリジナル作品、出版社等と協業した新作マンガになります。当該作品は、出版社等のコンテンツホルダーから直接利用許諾を獲得する場合と、取次店を通じてコンテンツホルダーから利用許諾を獲得する場合があります。

- (注) 1. 「無料試し読み」：フリーメダル、SPメダル、有償コインを利用して、1話単位でマンガを24時間レンタルして読むことができる
2. 「ストア」：有償コインを利用して、マンガを1冊単位で購入して読むことができる

事業系統図

以上述べたマンガBANG!の事業の内容を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(2) マンガEpic!

「マンガEpic!」は、無料で利用できるマンガアプリとなり、収益構造は、広告による収益モデルになります。

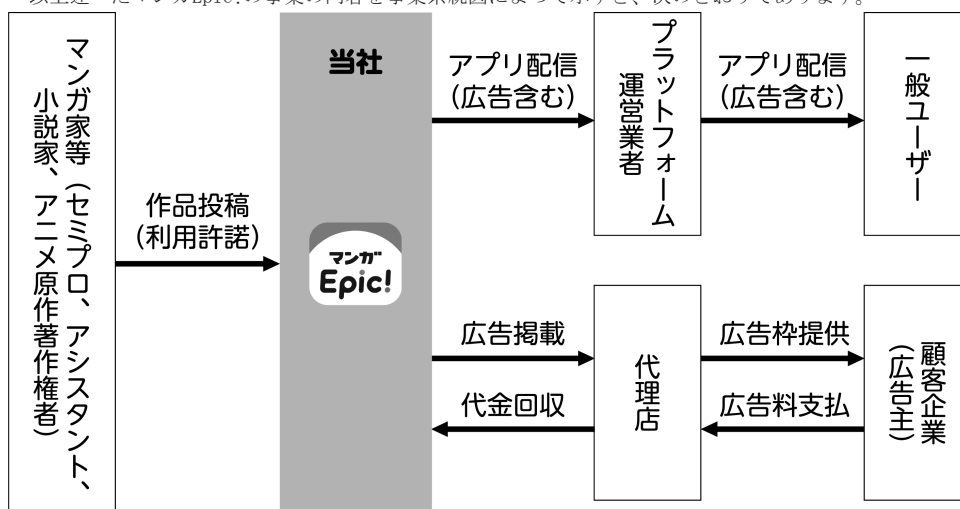
当アプリ内で広告を表示すること及びユーザーがアプリ内で配信された広告経由で広告品を購入（無料ダウンロード等含む）することで収益化します。将来的には、投稿したマンガ家の中から人気を博したマンガ家の次回作品・続編を出版・販売するとともに、グッズ・映画・ドラマ化などの版權ビジネスで収益化を目指します。なお、人気を博した作家のデビューの場として「マンガBANG!」を利用することで、事業の連携を図っています。

ユーザーは、無料でアプリ内の作品を読むことができ、気に入った作品があれば投票（Epic!）することで、マンガ家と交流することができるサービスです。

マンガ家は、いつでも、いくつでも作品を投稿することができ、投稿された作品はすぐに当アプリ内でユーザーが読むことができます。「マンガBANG!」の規模が拡大するほど、マンガ家にとって「マンガBANG!」でのデビューできることの魅力が増し、「マンガEpic!」に投稿することの意義も強まります。また、「マンガBANG!」での配信費用は少額であるため、一般的な出版に比べてリスクは低く、早期にデビューできる仕組みとなっています。

事業系統図

以上述べたマンガEpic!の事業の内容を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12 [1]	31.2	1.3	5,100

- (注) 1. 従業員数は就業人員（退職者を除く）であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員数には、アルバイトを含み、業務委託社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントとなるため、セグメント毎の従業員数の記載については、省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、国内では政府による各種施策の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では米国の保護主義的な政策動向や、シリア、北朝鮮などの地政学的なリスクの高まりが意識され、それらが世界経済に及ぼす影響が懸念される状況となりました。電子書籍を取り巻く事業環境は競合各社による激しい競争が続く一方で、電子書籍で読めるラインナップが順調に拡大していることに加え、消費者における電子書籍カテゴリーの認知が広がっております。2017年上半年（1月～6月累計）の電子出版市場は前年同期比21.5%増の1,029億円、電子コミックの推定販売額は同22.7%増の777億円となるなど、引き続き堅調な成長を続けています（出所：公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所「出版月報」2017年7月号）。

当社はこのような事業環境のもと、出版社及び作品の著作権者との関係構築の強化を図ることで、幅広いジャンルの優良作品を提供することができました。また、ユーザー視点でのサービス・機能追加を行うとともに、積極的な広告宣伝を行うことで、当社サービスに対するユーザーのエンゲージメントを高める施策に注力して参りました。

これらの結果、売上高は、1,171,086千円（前年同期比200.8%増）となりました。しかしながら、複数月に亘って効果を及ぼす広告宣伝を当事業年度の下期に積極的に実施したため、販売費及び一般管理費の増加が影響し、営業損失は25,906千円（前年同期は営業損失18,307千円）となりました。経常損失は、新株の発行に伴う株式交付費の計上等により、27,321千円（前年同期は経常損失18,733千円）となりました。当期純損失は、特別損益の計上がなく、法人税等の計上のみであったため、29,254千円（前年同期は当期純損失19,711千円）となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、国内では政府による各種施策の効果もあり、穏やかな景気回復基調で推移したものの、海外では、米国の保護主義的な政策動向や、欧州の政治リスクや経済動向等、様々な面において世界経済に及ぼす影響が懸念される状況となりました。

電子書籍の市場環境は、スマートフォン・タブレット端末ユーザーの増加を背景に、テレビCMやインターネット広告等の広告宣伝、無料マンガアプリやサービスの普及による電子書籍ユーザーの拡大が続いております。また、出版社等による電子書籍ストアのキャンペーン拡大、フリーミアム型アプリ運営のノウハウの蓄積等により、ユーザーの平均購入量も増加が続いております。

特に当社が属する電子コミック市場が電子書籍市場を牽引しており、今後も認知度の拡大や利便性の向上による利用率の上昇、紙の書籍との同時発売の増加、フリーミアム型アプリ運営のノウハウの高度化、電子書籍オリジナルのコンテンツ、出版社の電子書籍への取り組みの積極化等により、拡大基調が続くことが予想されています。

当社はこのような事業環境のもと、出版社等と協業して新作マンガを共同制作し、雑誌と「マンガBANG!」で同時配信するといった新たな取り組みを行ったこと、今まで取引のなかった出版社と取引開始したことによる取扱い作品の増加、費用対効果を考えた広告宣伝など、ユーザー獲得に注力して参りました。さらに、中長期的な施策として、自社オリジナルコンテンツを保有するために、平成29年12月にマンガ投稿サービス「マンガEpic!」のサービス提供を開始しました。

これらの結果、売上高は917,529千円となりました。また、費用対効果が最大となるように広告宣伝を実施したため、営業利益は16,625千円となりました。正規雇用転換促進助成金1,400千円の発生等により、経常利益は17,706千円となりました。法人税等は、繰越欠損金の利用等で4,523千円となり、四半期純利益は13,182千円となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ87,599千円増加し、181,099千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、32,111千円の支出（前事業年度は9,501千円の収入）となりました。主な増加要因は仕入債務の増加額22,181千円、未払金の増加額59,222千円であり、主な減少要因は売上債権の増加額112,188千円、税引前当期純損失の計上額27,321千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは6,887千円の支出（前年同期比38.2%減）となりました。主な減少要因は敷金及び保証金の差入による支出7,245千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは126,599千円の収入（前事業年度は4,956千円の支出）となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入136,917千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載がなじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載がなじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社事業はマンガアプリ事業の単一セグメントであり、第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	第8期事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	前年同期比(%)	第9期第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
マンガアプリ事業 (千円)	1,171,086	+200.8	917,529
合計(千円)	1,171,086	+200.8	917,529

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

なお、Apple Inc. 及びGoogle Inc. に対する販売実績は、当社が同社等を介して行う課金サービスのユーザーに対する利用料の総額であります。

相手先	第7期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第8期事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第9期第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	224,991	57.8	687,804	58.7	495,926	54.1
ユナイテッド株式会社	25,024	6.4	190,449	16.3	154,513	16.8
Google Inc.	43,890	11.3	140,096	12.0	80,754	8.8
株式会社アドウェイズ	46,931	12.1	60,289	5.1	33,973	3.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

『世界にチャレンジするインターネットサービスを創る』を経営理念とし、日常で生まれるスキマ時間を楽しむ質の高いサービス（注1）、事業の創出に取り組んでおります。この経営方針に基づき、絶えず変化し続けるインターネットサービスの分野において、新しい楽しさや便利さを生み出せるよう、新たな事業領域に挑戦し続け、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

（注）1．特定の目的を持たずに利用する、1回の訪問時間は短い、高頻度（毎日）で利用するサービス

(2) 目標とする経営指標

当社は、持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、成長期である現在においては、事業規模の拡大を重視しており、「売上高」を重要な経営指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は上記経営方針の下、その一つとして、現在はマンガアプリ事業へ経営資源を集中させ、アプリ開発力とマネタイズ力で、中長期に亘る継続的な成長を目指しております。また、将来的には、マンガアプリ事業を軸に置きながら、新たなスマートフォン向けサービス、事業を創出させることで、安定的な収益構造を構築して参ります。

(4) 経営環境及び経営戦略並びに対処すべき課題

スマートフォンを取り巻く環境は、技術進歩が非常に早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような環境の中、当社は、マンガアプリ事業に経営資源を集中し、アプリ開発力とマネタイズ力で、事業規模を成長させ、収益拡大を実現して参りました。

当社は、今後においてもこれまで培ったアプリ開発力とマネタイズ力を基盤に、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへも経営資源を投下し、高い成長率を確保することが重要な課題と認識しております。また、一方でコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために、当社は対処すべき課題として以下の施策に取り組んで参ります。

① 「マンガBANG!」の差別化

「マンガBANG!」は作品数拡充、機能改善・差別化によりARPU（一人当たり顧客単価）は順調に増加しており、今後も収益拡大に寄与することを見込んでおります。一方で電子コミック市場は拡大を続けているものの、新規参入企業も多く競争が激化しております。

当社ではこのような状況下において、出版社との関係強化を通じて、当サービスでしか無料閲覧できない人気作品、マンガ派生コンテンツを配信し、より多くのユーザーに喜ばれる差別化されたサービスを目指します。また、訴求効果の高い人気作品を利用して、積極的なユーザー獲得を行うことでサービス規模を更に拡大していきます。さらに、フリー配信のみといった配信モデルの異なる「マンガBANG!」WEBサービスを早期に立上げ、既存ユーザー層である中年層とは異なる若年層の獲得に注力して参ります。

② 周辺ビジネスの立上げ

当社は、設立以来、変化の速いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジして参りました。現在は、主力の「マンガBANG!」において、出版社等と協業した新作マンガ（半オリジナル作品）の共同制作を開始するとともに、平成29年12月にサービス提供を開始したマンガ投稿サービス「マンガEpic!」において、デビュー前のマンガ家を発掘・育成し、人気オリジナル作品を生み出すことに注力しています。

今後は、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業で蓄積した知見やノウハウ、既存のユーザー基盤等を活用し、オリジナル作品の創出とそのIP（知的財産）展開することに注力して参ります。具体的には、オリジナル作品のコミックス化、「マンガBANG!」を通じた販売、映画・アニメ化及びグッズ化を行っていく方針です。

③ 海外展開への対応

当社は、日本が誇るコンテンツといえる「マンガ」を成長著しい世界のスマートフォンアプリ市場へ迅速に展開することが、一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。当社は、日本のマンガの海外市場規模が、コンテンツの認知度と比較して小さいと考えており、これは書籍の流通経路や有料販売のハードルが高いことに起因すると分析しております。当社は、今までに培った開発ノウハウや出版社との関係を基に、海外市場に向けて日本のプレミアム型マンガアプリを展開する計画を進めております。当該展開により、上述の問題を解決し、海外における日本の「マンガ」のプロモーションに貢献するとともに、当社の収益を拡大して参ります。

④ 新規ビジネスの立上げ

当社は、マンガアプリ事業から創出される利益を基に、当社の強みであるアプリ開発力とマネタイズ力に加え、マンガアプリ事業で構築したユーザー基盤を基に、スキマ時間でアプリを楽しむユーザー向けに、さまざまな嗜好に応える新規サービスの創出に注力して参ります。これにより、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオを構築できると考えております。

⑤ サービス・企業認知度の向上

当社が継続的な企業価値の向上を実現するためには、ユーザー、取引先、人材の獲得が必要です。これらの獲得活動をより効率的に進めるため、当社及び当社サービスの持つ強み・サービスの健全性・ガバナンス体制等を戦略的に発信し、認知度及びコーポレートブランドを向上させて参ります。このため、費用対効果を重視したプロモーション・広報活動を積極的に推進して参ります。

⑥ システム基盤の強化

当社は、スマートフォンアプリをApple Inc.のiOS搭載端末向け、及びGoogle Inc.のAndroid搭載端末向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、各種アプリを運営する上では、ユーザー数増加に伴う負荷分散やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要となります。

当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。また、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。各々の技術革新の普及の進展を見ながら、柔軟な対応を図っていく方針であります。

⑦ 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍出来る優秀な人材の採用に取り組んで参ります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持・向上するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを引き続き継続していく方針であります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業とその他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

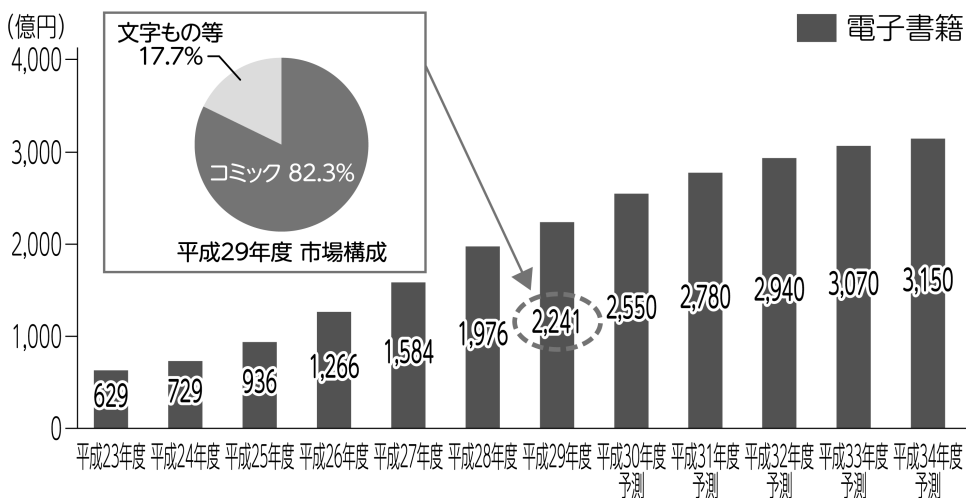
① スマートフォン関連市場について

当社は、スマートフォン上でのサービスを中心としたアプリ事業を主たる事業領域としていることから、スマートフォン関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。総務省「平成29年通信利用動向調査」によると、平成29年末時点でスマートフォンを保有する世帯の割合は75.1%に達しており、スマートフォン契約数は今後も拡大するものと予測されております。当社はこれらの統計に基づき、今後もより快適にスマートフォンを利用できる環境が整い、スマートフォン関連市場は拡大を続けるものと見込んでおります。しかしながら、今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社の予期せぬ要因によりスマートフォン関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② マンガアプリ事業の特性について

マンガアプリ事業の背景となる電子書籍市場は、スマートフォン・タブレット端末が普及したことにより、大きく成長しております。マンガアプリ事業が属する電子書籍ビジネスの国内における市場規模は、下図のとおり2017年度は2,241億円と推計されており、今後も拡大基調が予測されています（注1）。一方で、競合他社の参入により競争は激化してきております。当社はこうした電子書籍市場の拡大や幅広い表示端末に対応し、各種サービス内容の拡充と整備を進めていく所存であります。万が一、電子書籍市場の拡大が想定とおりに進まなかった場合、法制度の改定等により当社が行うサービスが規制対象となった場合、その他予測し得ない不測の事象が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

電子書籍市場の推移



(注) 1. 株式会社インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2018」

③ アプリ広告の動向について

当社が運営するマンガアプリでは、数多くの広告主及びアドネットワークを含む広告代理店（以下「広告主等」という）へ広告の掲載を委託しており、広告の収益性は経済状況、市況、広告主等の経営状況によって変動する可能性があります。当社といたしましては、新しい広告システムの情報収集を積極的に行い、常に安定かつ高収益の広告が配信できるよう努めておりますが、広告主等の状況により広告出稿意欲の減衰があった場合には当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ Apple Inc. 及び Google Inc. の動向について

当社の売上はスマートフォンアプリの課金売上及び広告売上であり、当社の事業モデルは、Apple Inc. 及び Google Inc. の2社のプラットフォーム運営事業者への依存が大きくなっております。これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率等の変動等何らかの要因により、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォーム運営事業者の方針変更などにより、当社の提供するマンガアプリや当社のアカウントがプラットフォーム運営事業者により削除された場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

① ユーザーの嗜好の変化について

当社が属するマンガアプリ市場においては、ユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ユーザーのニーズに対応するコンテンツの開発・導入が何らかの要因により困難となった場合には、想定していた広告による収益または課金決済による収益が得られない可能性があります。その結果、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社の影響について

マンガアプリ事業が属する電子書籍業界は、特許等による特別な参入障壁が存在しない業界であります。そのため、近年多数の企業が参入し、競争が激化しております。このような競争環境の下、当社は積極的にサービスの拡充及びサービスの差別化を図ることで、当社ならではの付加価値を増やしてきました。その結果、売上高及び「マンガBANG!」の累計ダウンロード数は以下のとおり推移しております。ただし、競争激化によってARPU（一人当たり顧客単価）の向上やユーザー獲得が想定とおりに進まなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期第3四半期累計期間
決算年月	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
売上高（千円）	152,545	389,321	1,171,086	917,529
累計ダウンロード数（千人）	1,638	2,987	5,509	7,074

（注）第6期の数値については監査法人による監査を受けたものではありません。

③ 著作物の利用許諾契約について

当社は、電子コミックの配信にあたり、著作権者等の取引先（法人及び個人）との間で著作物利用許諾契約を締結するとともに、これら取引先との良好な信頼関係を築いております。サービスの拡大においては、これら契約の継続を前提としておりますが、何らかの事情により契約の更新に支障をきたす場合、または著作物の利用料が変動した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権の侵害について

電子書籍コンテンツは海賊版や模倣品が流通することによって出版社や著作権者等に不利益をもたらします。仮に電子書籍コンテンツの知的財産権について、長期にわたり大規模な侵害行為を受けた場合には、その侵害行為によって生じる機会損失が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定取引先への依存について

当社は、マンガアプリ事業にあたり、多数の作家や出版社等の著作権者から提供を受けたコンテンツを配信しておりますが、ユーザーの嗜好により一部の出版社への依存度が高まっております。また、著作権者の意向等により、特定の電子書籍取次者への依存度が高まっております。しかしながら、これら取引先との永続的な取引が確約されているものではなく、契約条件の変更等があった場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 広告宣伝活動について

当社は、マンガアプリ事業の展開にあたり、下表の第8期広告宣伝費が著しく増加していることが示すとおり、広告宣伝活動を積極的に実施しユーザー数の増加を図っております。CPI（インストール当たり広告単価）等を勘案の上、都度、最適な施策を実施しておりますが、必ずしも当社の想定とおりに推移するとは限らず、当該施策が当社の想定とおりに推移しない場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期第3四半期 累計期間
決算月	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
広告宣伝費（千円）	95,630	92,925	314,704	213,273

（注）第6期の数値については監査法人による監査を受けたものではありません。

⑦ 特定事業への依存について

当社は、主力サービスであるマンガアプリサービス「マンガBANG!」に経営資源を集中させております。

新たな柱となるサービスを育成し、収益構造の多様化を図って参りますが、事業環境の変化等により、当サービスが停滞又は縮小した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 海外展開について

当社は、これまで培った開発・運用・版權社とのコネクションを活かしたマンガアプリを海外で積極的に展開することを企図しています。しかし、海外においてはユーザーの嗜好や法令等が、本邦と大きく異なることがあり、当社の想定どおりに事業展開できない場合には、当社の事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑨ システム障害について

当社の事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業展開及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

⑩ 社歴が浅いことについて

当社は平成21年10月に設立されており、設立後の経過期間は9年程度と社歴の浅い会社であります。また、過年度の業績については、事業立ち上げ段階であったこと等により3期連続で当期純損失を計上しており、将来安定的に黒字化を達成し続けることができる保証はありません。スマートフォンアプリ関連業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であり、マンガアプリ事業はその業態としての歴史も浅い為、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

上記のような事情から、経営計画の策定は、当社内で合理的と考える方法による計画値であり、不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。

(3) 組織体制に関するリスクについて

① 組織規模が小さいことについて

当社組織は、従業員数が平成30年10月末現在で12名（臨時従業員を除く）と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業強化、拡大に対応して人材の採用、育成と管理体制の強化を進めて参りますが、必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当社の事業拡大に影響を与え、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社の代表取締役である佐久間亮輔は、創業者であると同時に創業以来当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担って参りました。佐久間亮輔は、インターネットサービスの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、取締役CTOである江口元昭は、当社サービスのシステム開発、インフラ開発に関する豊富な経験と知識を有しており、最高技術責任者として当社の技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、佐久間亮輔及び江口元昭に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により佐久間亮輔及び江口元昭が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の採用・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては開発部門を中心に高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・向上に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画とおりに進まなかった場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 技術革新への対応について

当社のサービスはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。このため、当社はエンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また、特にスマートフォンに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、係の知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また、技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスクについて

当社のマンガアプリ事業に関する法規制は、「著作権法」、「個人情報保護に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「資金決済に関する法律」等、多岐の分野にわたっております。

① 知的財産権について

当社は、電子コミックの配信にあたり、著作権をはじめとする知的財産権を侵害しないよう、取引先との間で締結する著作物の利用許諾契約を遵守し事業を展開しております。しかしながら、電子書籍の販売は新しい業態であるため、今後の法改正や解釈の変更、並びに海外展開による権利処理の複雑化等により、第三者から知的財産権に関する侵害を主張される可能性があります。このような場合、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 「個人情報の保護に関する法律」について

当社は、サービス提供にあたり、取引先、コンテンツ利用者等の個人情報を取得する場合があります。これらの情報を適切に保護するため、情報へのアクセス制限、不正侵入防止のためのシステム採用や「プライバシーポリシー」等の情報管理に関する規程の作成等、個人情報保護のための諸施策を講じるとともに、個人情報の取得は必要最小限にとどめております。しかしながら、外部からの不正アクセス、故意または過失等による情報漏洩に関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報が流出する可能性があります。このような場合、損害賠償の請求や信用低下等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 「特定商取引に関する法律」について

当社は、「特定商取引に関する法律」の定義する販売事業者該当するため、サービス利用料金の決済時の最終確認画面において注文内容が確認できる仕様とし、また、サイト上で「特定商取引に関する法律」に基づく表示を行っております。今後、上記法令の改正等により規制の範囲が拡張した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 「資金決済に関する法律」について

当社は、「資金決済に関する法律」の定義する事業者該当するため、サービス利用料金の決済時の最終確認画面において注文内容が確認できる仕様とし、また、サイト上で「資金決済に関する法律」に基づく表示を行っております。今後、上記法令の改正等により規制の範囲が拡張した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成30年10月末現在の許認可等の取得状況は以下のとおりであります。

許認可等の名称	資金決済に関する法律の届出
所轄官庁等	財務省
許認可等の内容	「資金決済に関する法律（資金決済法）」による、自家型前払式支払手段の基準日未使用残高の基準額超過による届出
番号	なし
有効期限	—
法令違反の要件及び主な許認可取消自由	前払式支払手段の発行業務の運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実がある場合等

⑤ 青少年保護に関連する法令について

現在、当社は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等の法令等の遵守に努めております。なお、当社のマンガアプリ事業は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」及び各地方公共団体が制定する青少年健全育成条例等が規制対象とする事業に当たりません。しかしながら、当社ではコミックを配信する前に、東京都の青少年有害指定図書等における指定状況の確認、各プラットフォーム運営事業者の基準や当社の基準に照らし合わせ、表現の健全性を確保するように努めております。

これらの法令が改正・解釈の変更または新たな法令の制定により、何らかの制約を受けることとなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ コンプライアンス体制について

当社では、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の企業価値及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の株主及び役員並びに従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は216,200株であり、発行済株式総数3,018,000株の7.2%に相当しております。

② 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、マンガアプリ事業における人材の採用・育成等に係る人件費や広告宣伝費等の運転資金に充当する予定であります。しかしながら、変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点での計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

③ 配当政策について

当社は、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また、今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

④ 自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、データの定期的バックアップ、システムの稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	1年間 (1年毎自動更新)	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約
Google Inc.	米国	Google Playデベロッパー 販売/配布契約書	定めなし	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約

(2) 電子書籍取次業者との契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
株式会社 メディアドゥ	日本	マンガBANG!サービス 連携に関する契約書	2015年8月17日から起 算して2年、以後1年 毎自動更新	電子書籍作品に係る配信契約

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(資産)

当事業年度末における流動資産は、392,032千円となり、前事業年度末に比べ202,265千円増加いたしました。これは主に、売掛金が112,188千円、現金及び預金が87,599千円増加したことによるものです。

固定資産は、17,992千円となり、前事業年度末に比べ5,356千円増加しました。これは主に、敷金及び保証金が5,523千円増加したことによるものです。

この結果、総資産は410,025千円となり、前事業年度末に比べ207,621千円増加しました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は、202,852千円となり、前事業年度末に比べ107,094千円増加しました。これは主に、買掛金が22,181千円、未払金が59,222千円増加したことによるものです。

固定負債は、10,242千円となり、前事業年度末に比べ8,218千円減少しました。これは、長期借入金が8,218千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は213,094千円となり、前事業年度末に比べ98,876千円増加しました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、196,931千円となり、前事業年度末に比べ108,745千円増加しました。これは主に、利益剰余金が29,254千円減少した一方で、資本金及び資本剰余金がそれぞれ69,000千円増加したことによるものです。

第9期第3四半期累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は、450,662千円となり、前事業年度末に比べ40,637千円増加いたしました。これは主に、売掛金が28,226千円増加したことによるものです。

(負債)

負債合計は、224,298千円となり、前事業年度末に比べ11,204千円増加いたしました。これは主に、買掛金が11,960千円増加したことによるものです。

(純資産)

純資産は226,363千円となり、前事業年度末に比べ29,432千円増加いたしました。これは、新株予約権の行使により資本金と資本準備金がそれぞれ8,125千円増加したことと、四半期純利益を13,182千円計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（売上高）

スマートフォン・タブレット端末向けを中心に、電子コミック市場は拡大していると推計されていますが、その一方で、競合他社の新規参入が増加しており、競争が激化しています。

このような事業環境のもと、出版社及び作品著作权者との関係構築強化に努め、幅広いジャンルの優良作品を提供できました。また、ユーザー視点でのサービス・機能追加とともに積極的な広告宣伝を実施し、弊社サービスに対するユーザーのエンゲージメントを高める施策に注力して参りました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,171,086千円（前年同期比200.8%増）となりました。

（売上原価）

売上原価は794,037千円（前年同期比198.2%増）となりました。これは主に、売上の伸長による著作権使用料等によるものです。

（販売費及び一般管理費）

ユーザー層の拡大と中長期的な課金ユーザーの獲得を目的として、先行投資的に広告宣伝を強化した結果、広告宣伝費は314,704千円（前年同期比238.7%増）となりました。なお、広告宣伝は、継続的に効果検証を実施し効率化を図っています。

この結果、販売費及び一般管理費合計は、402,955千円（前年同期比185.0%増）となりました。

（営業外損益）

営業外収益は、1千円となりました。

営業外費用は、1,416千円となりました。これは主に、新株の発行に伴う株式交付費1,083千円によるものです。

（法人税等）

法人税等は、1,932千円となりました。

以上の結果、当事業年度の営業損失は25,906千円（前事業年度は営業損失18,307千円）、経常損失は27,321千円（前事業年度は経常損失18,733千円）、当期純損失は29,254千円（前事業年度は当期純損失19,711千円）となりました。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

（売上高）

平成29年の電子版の漫画単行本の推定販売金額は1,711億円となり、紙の漫画単行本の推定販売金額1,666億円を上回るなど、電子コミック市場は益々拡大していると推計されています。一方で、平成29年9月頃から海賊版サイトの利用者が増加したことにより、一部のユーザーが流出してしまう事態が発生いたしました。平成30年4月に政府によるサイトブロッキング対策がされ、回復傾向にありますが、当第3四半期累計会計期間においては、高成長を維持していた成長率が低下しました。

これらの結果、売上高は917,529千円となりました。

（売上原価）

売上高に応じて、売上原価が602,457千円発生いたしました。

（販売費及び一般管理費）

費用対効果が最大となるように広告宣伝を実施したため、広告宣伝費は213,273千円となりました。この結果、販売費及び一般管理費合計は、298,445千円となりました。

（営業外損益）

正規雇用転換促進助成金収入1,400千円により、営業外収益が1,401千円となりました。

営業外費用は320千円となりました。

（法人税等）

法人税等は、4,523千円となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の営業利益は16,625千円、経常利益は17,706千円、四半期純利益は13,182千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ87,599千円増加し、181,099千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、32,111千円の支出となりました。主な要因は、売上の増加に伴う営業債権債務の増減により15,745千円の支出（仕入債務の増加額22,181千円、未払金の増加額59,222千円、前受金の増加額15,038千円に対し、売上債権の増加額112,188千円）と先行投資として広告宣伝を活発に実施した結果、税引前当期純損失を27,321千円計上したことにあります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは6,887千円の支出となりました。主な要因は、会社規模の拡大に伴い本社移転を行い、敷金及び保証金の差入による支出7,245千円が発生したことにあります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは126,599千円の収入となりました。主な要因は、株式の発行による収入136,917千円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 1 業績等の概要」及び「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の主力サービスであるマンガアプリ「マンガBANG!」を中心に、幅広いジャンルの優良作品を提供することと、新しいマネタイズ手法を確立することで、新規顧客の掘り起こしに取り組んでいきます。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている様々な課題に対処し、ユーザーにより良いサービスを継続的に提供していくことが必要であると認識しております。そのため、経営者は、現在の事業環境並びに入手可能な外部環境の変化に関する情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度において重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第3四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期累計期間において重要な設備投資はありません。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年9月30日

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び 備品	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	1,774	302	224	2,300	10 (1)

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
4. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は9,774千円であります。
5. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 平成30年8月31日開催の臨時株主総会決議により、当社定款の一部変更を行ったため、普通株式の発行可能株式総数は11,960,000株増加し、12,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,018,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,018,000	—	—

(注) 1. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付けで普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は3,002,910株増加し、3,018,000株となっております。
2. 平成30年8月31日開催の臨時株主総会決議により、平成30年9月1日付けで1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成27年9月14日 臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	28 (注) 1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000 (注) 2	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月15日 至 平成30年9月14日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。権利行使により権利を喪失した個数を減じております。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

①本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

②本新株予約権者について次の各号に該当した場合、当該本新株予約権は、行使することができない。

(ア) 合併による消滅

(イ) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算の各開始の申し立てがあったとき

(ウ) 事業を停止したとき、または解散の決議をしたとき

4. 新株予約権は、平成30年9月14日をもって権利行使期間が終了しております。

第3回新株予約権(平成29年2月28日臨時株主総会決議及び平成29年3月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	226(注)1	162(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	226(注)1	32,400(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000(注)2	750(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成31年4月1日 至平成39年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 750 資本組入額 375(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。権利消却により権利を喪失した個数を減じております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ①新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の存続は1回に限るものとする。
- ③新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- ⑤新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ⑥その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

⑨組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

5. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(平成29年10月23日臨時株主総会決議及び平成29年10月26日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	459(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	91,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	900(注)2、5
新株予約権の行使期間	—	自平成31年11月1日 至平成39年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 900 資本組入額 450(注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。権利消却により権利を喪失した個数を減じております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ①新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の存続は1回に限るものとする。
- ③新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- ⑤新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ⑥その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

⑨組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

5. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(平成30年7月31日臨時株主総会決議及び平成30年7月31日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	460(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	92,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	900(注)2、5
新株予約権の行使期間	—	自平成32年8月2日 至平成40年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 900 資本組入額 450(注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ①新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の子会社及び関連会社（「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記①は適用されないものとする。なお、新株予約権の存続は1回に限るものとする。
- ③新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。
- ⑤新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ⑥その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

⑨組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

5. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月1日 (注) 1	62	1,062	20,150	25,150	20,150	21,436
平成26年12月1日 (注) 2	149	1,211	372	25,522	372	21,808
平成27年3月31日 (注) 3	35	1,246	11,375	36,897	11,375	33,183
平成27年8月7日 (注) 4	146	1,392	47,450	84,347	47,450	80,633
平成28年12月29日 (注) 5	92	1,484	69,000	153,347	69,000	149,633
平成29年3月15日 (注) 6	13,356	14,840	—	153,347	—	149,633
平成30年5月31日 (注) 2	250	15,090	8,125	161,472	8,125	157,758
平成30年9月1日 (注) 7	3,002,910	3,018,000	—	161,472	—	157,758

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 株式会社シーエー・モバイル、株式会社アドウェイズ

発行価格 650,000円

資本組入額 325,000円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償第三者割当

割当先 三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、株式会社VOYAGE VENTURES

発行価格 650,000円

資本組入額 325,000円

4. 有償第三者割当

割当先 NVCC7号投資事業有限責任組合、株式会社メディアドゥ、江口 弘尚、株式会社マイナビ

発行価格 650,000円

資本組入額 325,000円

5. 有償第三者割当

割当先 NVCC7号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、株式会社アドウェイズ、株式会社VOYAGE VENTURES、株式会社セレス
SMB Cベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合

発行価格 1,500,000円

資本組入額 750,000円

6. 株式分割

株式分割 (1 : 10) によるものであります。

7. 株式分割

株式分割 (1 : 200) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	9	—	—	3	12	—
所有株式数(単元)	—	—	—	9,580	—	—	20,600	30,180	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	31.74	—	—	68.26	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,018,000	30,180	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,018,000	—	—
総株主の議決権	—	30,180	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

①第2回新株予約権（平成27年9月14日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年9月14日
付与対象者の区分及び人数(社)	社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成30年9月14日付で新株予約権の権利行使期間が終了しており、社外協力者2社のうち1社が権利行使され、残りの1社が権利行使期間の終了により権利失効いたしました。

②第3回新株予約権（平成29年2月28日臨時株主総会決議及び平成29年3月15日取締役会決議）

決議年月日	平成29年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社監査役1名、当社従業員4名となっております。

③第4回新株予約権（平成29年10月23日臨時株主総会決議及び平成29年10月26日取締役会決議）

決議年月日	平成29年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役3名、当社従業員8名となっております。

④第5回新株予約権（平成30年7月31日臨時株主総会決議及び平成30年7月31日取締役会決議）

決議年月日	平成30年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長段階にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質強化のための投資等に充当し、更なる事業拡大を目指すことが、株主価値の最大化につながると考え、設立以来配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員 の うち 女性 の 比 率 14. 3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	佐久間 亮輔	昭和53年11月27日	平成13年4月 平成19年2月 平成19年6月 平成21年10月	(株)ジャフコ入社 (株)シーエー・モバイル 戦略投資室 長 (株)アイデアコミュニケーション 代表 取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	1,200,000
取締役 CTO	開発グループ マネージャー	江口 元昭	昭和53年4月27日	平成14年4月 平成19年8月 平成21年10月	フューチャーシステムコンサルティ ング(株) (現フューチャーアーキテク ト(株)) 入社 (株)アイデアコミュニケーション 取締役就任 当社設立 取締役CTO就任 (現任)	(注) 3	800,000
取締役 CFO	—	神津 光良	昭和59年5月1日	平成20年3月 平成25年2月 平成29年9月	監査法人トーマツ (現 有限責任監 査法人トーマツ) 入所 野村證券株式会社に出向 (平成26年 に帰任) 当社 取締役CFO就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 (注) 1	—	村野 慎之介	昭和54年11月8日	平成14年12月 平成15年4月 平成16年6月 平成20年2月 平成21年1月 平成24年12月 平成28年2月 平成28年9月 平成30年4月	(株)カズ・コーポレーション 取締役 就任 (現任) エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ(株) (現 大企業投資(株)) 入社 (株)GABA 取締役就任 (株)磐梯インベストメント 入社 (株)シーエー・モバイル 入社 同社取締役就任 SHINOSKAL 合同会社設立 代表社員 就任 (現任) 当社 取締役就任 (現任) (株)東京通信 取締役就任 (現任)	(注) 3	—
監査役 (常勤) (注) 2	—	小泉 妙美	昭和43年11月29日	平成4年4月 平成13年10月 平成17年10月 平成18年11月 平成28年12月	(株)東京銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 監査法人トーマツ (現有限責任監査 法人トーマツ) 入所 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ 監査法人) 入所 監査法人トーマツ (現有限責任監査 法人トーマツ) 入所 当社 監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	阿曾 友淳	昭和44年1月22日	平成3年4月 平成12年10月 平成28年5月 平成28年6月 平成28年9月 平成29年6月 平成30年1月	明治生命保険相互会社 (現明治安田 生命保険相互会社) 入社 太田昭和センチュリー監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 (株)グラフィコ 管理部長 阿曾公認会計事務所 開所 所長就任 (現任) 当社監査役就任 (現任) (株)城南進学研究社 取締役 (監査等 委員) 就任 (現任) trippla(株) 監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	成川 弘樹	昭和61年2月15日	平成24年12月 平成24年12月 平成26年8月 平成27年8月 平成28年9月 平成29年5月 平成29年9月	大野総合法律事務所 入所 (南角鹿 代表取締役就任 (現任)) 成川総合法律事務所 開所 代表弁護士就任 ネクセル総合法律事務所開所 代表 弁護士就任 (現任) (株)ユビキリ 取締役就任 (現任) (株)小杉企画 取締役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計							2,000,000

- (注) 1. 取締役村野慎之介は、社外取締役であります。
 2. 監査役小泉妙美、阿曾友淳、成川弘樹の各氏は、社外監査役であります。
 3. 任期は平成30年8月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 任期は平成30年8月31日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

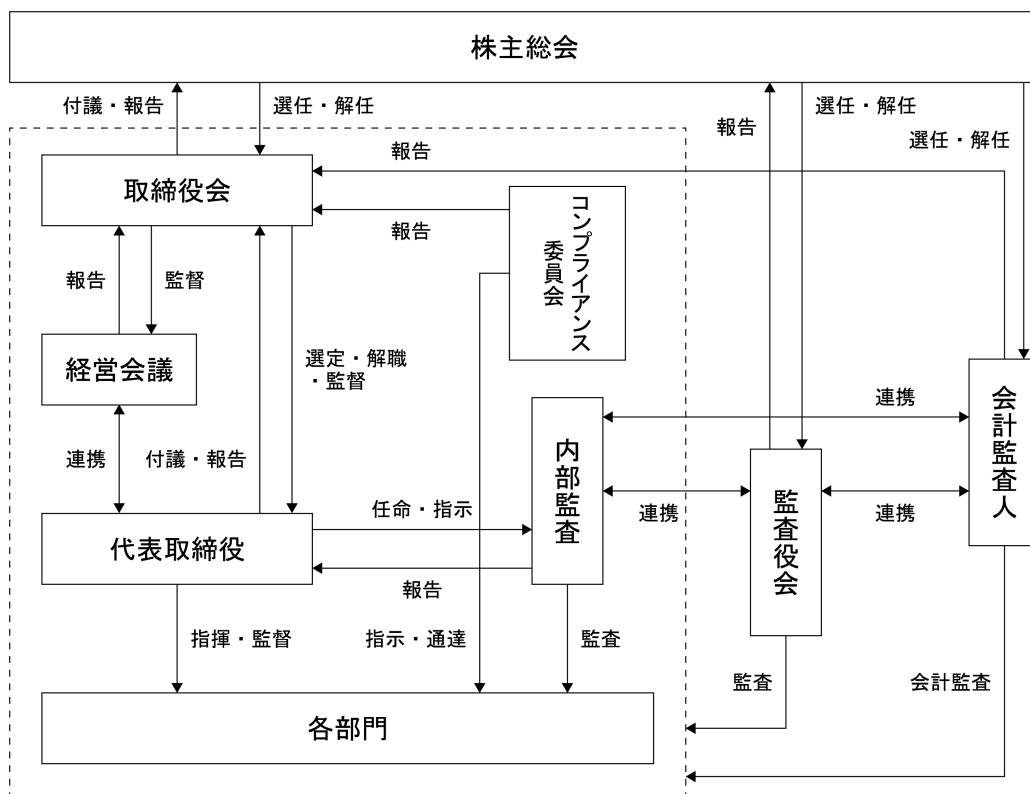
当社は経営の効率性と透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値の最大化を目指しております。また、企業活動を支えている全ての利害関係者（ステークホルダー）の利益を重視し、長期的かつ継続的な株主価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要及びその理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

当社における企業統治の体制の概要図は、以下のとおりであります。



<取締役会>

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）をもって構成し、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として、原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。なお、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、平成28年9月に、社外取締役1名を新たに選任しております。

<監査役会>

当社の監査役会は、監査役全員をもって構成し、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しております。また、監査役会は、監査計画の決定及び監査の実施報告等、原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

現在、監査役の体制は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名体制（全員社外監査役）としております。常勤監査役は非常勤監査役と常に連携を密にし、情報管理体制を整備いたしております。

なお、常勤監査役小泉妙美及び非常勤監査役阿曾友淳は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査役成川弘樹は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

<経営会議>

経営会議は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐しております。経営会議は、取締役3名、各部門のマネージャー3名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成しており、隔週で開催しております。取締役会への付議事項についての事前討議などを行っています。

<内部監査>

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受け、経営管理部が各組織の監査を実施しております。ただし、経営管理部の監査は開発運用部が実施しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

<会計監査>

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査を受けており、その過程において経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。また、当社からあらゆる情報・データを提供し、迅速・正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、継続監査年数はいずれも7年以下であるため記載を省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 奥見 正浩
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 安藤 勇
- ・監査業務にかかる補助者の構成
 - 公認会計士 3名
 - その他 3名

<コンプライアンス委員会>

当社では、代表取締役を委員長とし、各部門のマネージャーで構成されたコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることから「倫理・コンプライアンス規程」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定め、コンプライアンス委員会を半期に1回開催しております。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

ロ 当該体制を採用する理由

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能の確保は重要と考えており、当社は、独立性の高い社外取締役1名及び社外監査役で構成する監査役会を設置することにより、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

ハ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 企業としての社会的信頼に答え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。

(b) 倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

(c) 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

(d) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。

(b) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。

(b) 新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかかるものとする。

(c) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

(b) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

(c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

(d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

(a) 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。

(b) 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。

- (b) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役員員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。
 - (b) 前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - (b) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- i. 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
 - (b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
 - (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。
- ニ リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、公正で健全な企業活動を維持するため、各種規程の整備と運用、各種機関の適切な体制の維持及び的確な監査を実施しております。
- 当社のリスク管理は、監査役の監査業務、会計監査人による定期的な会計監査、内部監査担当者による内部監査、コンプライアンス委員会での定例会議などを基盤に行われ、社内、社外の公平な視点から業務執行状況を監査・監督し、業務活動の適正性・合理性を評価し、改善提言を行っております。
- 当社は、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として、常勤監査役及びコンプライアンス委員会担当者並びに顧問弁護士が直接情報受領窓口となる内部通報体制を設置し、運用しております。
- ホ 企業集団における企業統治の体制（親会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）
- 当社は、現時点で親会社及び子会社等是有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程等の関係規程を整備するとともに、コンプライアンス遵守及びリスク管理、報告に関する体制の整備を図るものとします。

へ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針としております。

基本方針は、「反社会的勢力対策規程」に明文化し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努めております。

ト その他

顧問契約を締結している弁護士からは、必要に応じアドバイスを受けております。

IRの一環として、当社定時株主総会終了後に株主懇談会を開催しており、当社の経営戦略の説明を行い、株主の方と当社経営陣との意見交換、理解促進に努めております。

② 内部監査及び監査役監査

当社は内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長から命を受け、当社の業務及び制度に精通した経営管理部1名が担当しており、経営管理部の内部監査については、開発運用部1名が担当し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者2名は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに監査役との連携により適切な指導を行い、会社の財産保全及び経営効率の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務遂行の状況を客観的な立場で監査することで経営監督機能の充実を図っています。また、取締役会の他に隔週で開催されている経営会議には、常勤監査役が出席し、各部門の運営状況の確認を行っております。なお、常勤監査役は、会計監査人と四半期毎に会議を開催しており、必要に応じて意見聴取及び意見交換を行って、連携を図っております。また、常勤監査役が内部監査担当者の内部監査に同行もしくは報告を受け、内部監査の状況、内部統制の評価結果を共有することで、内部監査との連携を図っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、取締役村野慎之介と当社の間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役は3名であり、常勤監査役小泉妙美、非常勤監査役阿曾友淳及び成川弘樹と当社の間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するにあたって、社外の視点を踏まえ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを選考基準としております。

社外取締役村野慎之介は、IT業界及びその経営に対して知見が深く、社外取締役としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役小泉妙美及び阿曾友淳は、公認会計士として会社の財務・会計に精通しており、その専門性と幅広い知見に基づく監査体制強化及び監視機能の適切な発揮が期待できるため、社外監査役に選任しております。

社外監査役成川弘樹は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づく監査体制強化及び監視機能の適切な発揮が期待できるため、社外監査役に選任しております。

なお、監査役と内部監査担当者及び会計監査人との間で、監査結果等につき情報交換を行う等、相互に連携を図るとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図ることとしております。

④ 役員の報酬等

- イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
平成29年9月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	15,600	15,600	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	1,800	1,800	—	—	—	1
社外監査役	6,150	6,150	—	—	—	2

(注) 上記の役員の員数には、無報酬の取締役1名及び社外監査役1名を除いております。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については各役員の職務内容、実績、成果等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の賠償責任について、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑦ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 会計監査の状況

当社はEY新日本有限責任監査法人が監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は奥見正浩、安藤勇であり、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他3名であります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,000	300	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場を前提とした短期調査に関する業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人が策定した当社の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素、また当社の事業規模等を勘案し、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)及び当事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。
- (2) 当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、以下のとおり財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、日本公認会計士協会や監査法人等が主催する研修へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93,499	181,099
売掛金	80,680	192,868
前払費用	15,382	18,036
その他	204	28
流動資産合計	189,766	392,032
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,987	1,987
減価償却累計額	△42	△213
建物（純額）	1,944	1,774
工具、器具及び備品	-	340
減価償却累計額	-	△37
工具、器具及び備品（純額）	-	302
建設仮勘定	-	224
有形固定資産合計	1,944	2,300
投資その他の資産		
長期前払費用	820	297
敷金及び保証金	9,871	15,394
投資その他の資産合計	10,691	15,691
固定資産合計	12,636	17,992
資産合計	202,403	410,025

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,473	64,655
1年内返済予定の長期借入金	4,956	2,856
未払金	38,376	97,598
未払費用	1,806	3,847
未払法人税等	290	3,699
前受金	6,780	21,819
預り金	305	1,276
その他	769	7,099
流動負債合計	95,757	202,852
固定負債		
長期借入金	18,460	10,242
固定負債合計	18,460	10,242
負債合計	114,217	213,094
純資産の部		
株主資本		
資本金	84,347	153,347
資本剰余金		
資本準備金	80,633	149,633
資本剰余金合計	80,633	149,633
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△76,795	△106,050
利益剰余金合計	△76,795	△106,050
株主資本合計	88,185	196,931
純資産合計	88,185	196,931
負債純資産合計	202,403	410,025

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	187,143
売掛金	221,095
その他	18,448
流動資産合計	426,687
固定資産	
有形固定資産	3,001
投資その他の資産	
敷金及び保証金	20,725
その他	247
投資その他の資産合計	20,973
固定資産合計	23,975
資産合計	450,662
負債の部	
流動負債	
買掛金	76,615
1年内返済予定の長期借入金	2,856
未払金	91,905
未払法人税等	5,478
その他	39,344
流動負債合計	216,198
固定負債	
長期借入金	8,100
固定負債合計	8,100
負債合計	224,298
純資産の部	
株主資本	
資本金	161,472
資本剰余金	157,758
利益剰余金	△92,867
株主資本合計	226,363
純資産合計	226,363
負債純資産合計	450,662

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	389,321	1,171,086
売上原価	266,241	794,037
売上総利益	123,079	377,048
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	92,925	314,704
役員報酬	15,088	23,550
給料手当	350	15,445
法定福利費	2,066	5,246
支払報酬	-	12,274
その他	30,956	31,734
販売費及び一般管理費合計	141,387	402,955
営業損失(△)	△18,307	△25,906
営業外収益		
受取利息	10	1
その他	23	-
営業外収益合計	34	1
営業外費用		
支払利息	404	267
株式交付費	-	1,083
その他	55	66
営業外費用合計	460	1,416
経常損失(△)	△18,733	△27,321
特別損失		
本社移転費用	686	-
特別損失合計	686	-
税引前当期純損失(△)	△19,420	△27,321
法人税、住民税及び事業税	291	1,932
法人税等合計	291	1,932
当期純損失(△)	△19,711	△29,254

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入高	※1	258,897	97.2	738,114	93.0
II 労務費		-	-	14,458	1.8
III 経費		7,343	2.8	41,463	5.2
売上原価		266,241	100.0	794,037	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	7,343	22,938
賃借料	-	13,248

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年6月30日)
売上高	917,529
売上原価	602,457
売上総利益	315,071
販売費及び一般管理費	298,445
営業利益	16,625
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	1,400
営業外収益合計	1,401
営業外費用	
支払利息	131
支払手数料	171
その他	17
営業外費用合計	320
経常利益	17,706
税引前四半期純利益	17,706
法人税等	4,523
四半期純利益	13,182

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	84,347	80,633	80,633	△57,083	△57,083	107,897	107,897
当期変動額							
新株の発行						-	-
当期純損失(△)				△19,711	△19,711	△19,711	△19,711
当期変動額合計	-	-	-	△19,711	△19,711	△19,711	△19,711
当期末残高	84,347	80,633	80,633	△76,795	△76,795	88,185	88,185

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	84,347	80,633	80,633	△76,795	△76,795	88,185	88,185
当期変動額							
新株の発行	69,000	69,000	69,000			138,000	138,000
当期純損失(△)				△29,254	△29,254	△29,254	△29,254
当期変動額合計	69,000	69,000	69,000	△29,254	△29,254	108,745	108,745
当期末残高	153,347	149,633	149,633	△106,050	△106,050	196,931	196,931

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△19,420	△27,321
減価償却費	42	208
差入保証金償却額	200	800
受取利息	△10	△1
支払利息	404	267
株式交付費	-	1,083
本社移転費用	686	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△48,358	△112,188
仕入債務の増減額 (△は減少)	40,501	22,181
前受金の増減額 (△は減少)	5,044	15,038
未払金の増減額 (△は減少)	37,010	59,222
その他	△5,206	9,135
小計	10,893	△31,574
利息及び配当金の受取額	10	1
利息の支払額	△423	△249
本社移転費用の支払額	△686	-
法人税等の支払額	△291	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,501	△32,111
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,987	△564
敷金及び保証金の差入による支出	△9,149	△7,245
敷金及び保証金の回収による収入	-	922
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,136	△6,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,956	△10,318
株式の発行による収入	-	136,917
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,956	126,599
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,590	87,599
現金及び現金同等物の期首残高	100,090	93,499
現金及び現金同等物の期末残高	※ 93,499	※ 181,099

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
----	--------

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物につきましては、定額法を採用しております。

工具、器具及び備品につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	6年

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年10月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表への影響はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 税効果関係

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

損益に与える影響はありません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

適用時期については、現在、検討中であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,392	—	—	1,392

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,392	13,448	—	14,840

(変動事由の概要)

第三者割当増資に伴う新株式の発行による増加 92株

株式分割による増加 13,356株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	93,499千円	181,099千円
現金及び現金同等物	93,499千円	181,099千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金繰表等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	93,499	93,499	—
(2) 売掛金	80,680	80,680	—
(3) 敷金及び保証金	9,871	8,314	△1,556
資産計	184,051	182,494	△1,556
(1) 買掛金	42,473	42,473	—
(2) 未払金	38,376	38,376	—
(3) 長期借入金(※)	23,416	23,629	213
負債計	104,265	104,479	213

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	93,499	—	—	—
売掛金	80,680	—	—	—
敷金及び保証金(※)	922	—	—	—
合計	175,101	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(8,949千円)については、償還予定額には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,956	4,956	4,956	4,256	2,856	1,436
合計	4,956	4,956	4,956	4,256	2,856	1,436

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金繰表等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	181,099	181,099	—
(2) 売掛金	192,868	192,868	—
(3) 敷金及び保証金	15,394	14,607	△786
資産計	389,362	388,575	△786
(1) 買掛金	64,655	64,655	—
(2) 未払金	97,598	97,598	—
(3) 長期借入金(※)	13,098	13,151	53
負債計	175,351	175,405	53

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	181,070	—	—	—
売掛金	192,868	—	—	—
敷金及び保証金(※)	7,245	—	—	—
合計	381,184	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(8,149千円)については、償還予定額には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,856	3,094	2,856	2,856	1,436	—
合計	2,856	3,094	2,856	2,856	1,436	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	平成27年9月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2社
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 56,000株
付与日	平成27年9月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成27年9月15日～平成30年9月14日

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

決議年月日	平成27年9月14日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	56,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	56,000

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	平成27年9月14日
権利行使価格(円)	325
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積り方法は、当社株式が未公開株式であるため、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプション及び自社株式オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式によっております。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 23,800千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. ストック・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成27年9月14日	平成29年3月15日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2社	当社監査役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 56,000株	普通株式 45,200株
付与日	平成27年9月14日	平成29年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	平成29年3月31日～平成31年3月31日
権利行使期間	平成27年9月15日～平成30年9月14日	平成31年4月1日～平成39年2月28日

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

決議年月日	平成27年9月14日	平成29年3月15日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	45,200
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	45,200
権利確定後(株)		
前事業年度末	56,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	56,000	—

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	平成27年9月14日	平成29年3月15日
権利行使価格(円)	325	750
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積り方法は、当社株式が未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプション及び自社株式オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式によっております。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 38,980千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	3,606千円
繰越欠損金	55,871 "
その他	170 "
繰延税金資産小計	59,647千円
評価性引当額	△59,647 "
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成30年9月30日までのものは34.8%、平成30年10月1日以降のものについては34.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	6,226千円
ソフトウェア	5,513 "
繰越欠損金	47,633 "
その他	3,587 "
繰延税金資産小計	62,960千円
評価性引当額	△62,960 "
繰延税金資産合計	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成28年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成29年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	224,991	マンガアプリ事業
株式会社アドウェイズ	46,931	マンガアプリ事業
Google Inc.	43,890	マンガアプリ事業

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	687,804	マンガアプリ事業
ユナイテッド株式会社	190,449	マンガアプリ事業
Google Inc.	140,096	マンガアプリ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	佐久間 亮輔	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 43.1	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)2	23,416	—	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。

2. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額は、当事業年度末の借入金残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払いはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	佐久間 亮輔	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 40.4	債務被保証及び不動産賃貸契約の被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)2	13,098	—	—
							地代家賃支払に対する債務被保証 (注)3	11,654	—	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。

2. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額は、当事業年度末の借入金残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておらず、本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。

3. 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておらず、本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	31.68円	66.35円
1株当たり当期純損失	7.08円	10.01円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(千円)	19,711	29,254
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	19,711	29,254
普通株式の期中平均株式数(株)	2,784,000	2,923,134
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数28個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数254個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(第4回新株予約権の発行)

当社は、平成29年10月26日の取締役会において、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年10月31日に発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権の付与日
平成29年10月31日
2. 付与対象者の区分及び人数
当社の取締役2名、監査役3名、従業員10名
3. 新株予約権の発行数
490個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 490株 (新株予約権1個につき1株)
5. 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき180,000円
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 : 1株につき180,000円
資本組入額 : 1株につき90,000円
7. 新株予約権の行使期間
自 平成31年11月1日 至 平成39年9月30日

(新株予約権の行使による新株の発行)

平成30年5月31日に、第2回新株予約権25個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

1. 行使された新株予約権金額	16,250千円
2. 行使された新株予約権個数	25個
3. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 250株
4. 資本金増加額	8,125千円
5. 資本準備金増加額	8,125千円

(第5回新株予約権の発行)

当社は、平成30年7月31日の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年8月1日に発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権の付与日
平成30年8月1日
2. 付与対象者の区分及び人数
当社の取締役2名、従業員9名
3. 新株予約権の発行数
460個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 460株 (新株予約権1個につき1株)
5. 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき180,000円

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格：1株につき180,000円
資本組入額：1株につき90,000円
7. 新株予約権の行使期間
自 平成32年8月2日 至 平成40年6月30日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年8月14日開催の取締役会に基づき、平成30年9月1日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,090株
今回の分割により増加する株式数	3,002,910株
株式分割後の発行済株式総数	3,018,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年9月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	371千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4.43円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	13,182
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	13,182
普通株式の期中平均株式数(株)	2,973,678
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成30年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(第5回新株予約権の発行)

当社は、平成30年7月31日の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年8月1日に発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権の付与日
平成30年8月1日
2. 付与対象者の区分及び人数
当社の取締役2名、従業員9名
3. 新株予約権の発行数
460個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 460株 (新株予約権1個につき1株)
5. 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき180,000円
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 : 1株につき180,000円
資本組入額 : 1株につき90,000円
7. 新株予約権の行使期間
自 平成32年8月2日 至 平成40年6月30日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年8月14日開催の取締役会に基づき、平成30年9月1日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的
当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。
2. 株式分割の概要
 - (1) 分割方法
平成30年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。
 - (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,090株
今回の分割により増加する株式数	3,002,910株
株式分割後の発行済株式総数	3,018,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株
 - (3) 株式分割の効力発生日
平成30年9月1日
 - (4) 1株当たり情報に及ぼす影響
「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。
3. 単元株制度の採用
単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】（平成29年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,987	—	—	1,987	213	170	1,774
工具、器具及び備品	—	340	—	340	37	37	302
建設仮勘定	—	224	—	224	—	—	224
有形固定資産計	1,987	564	—	2,551	250	208	2,300
長期前払費用	1,015	—	—	1,015	718	523	297

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 本社 電話機器 340千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,956	2,856	1.5	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	18,460	10,242	1.5	平成34年3月31日
合計	23,416	13,098	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,094	2,856	2,856	1,436

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の当期増減及び残高はありませんので記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年9月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	28
預金 普通預金	181,070
計	181,070
合計	181,099

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	124,424
ユナイテッド株式会社	26,066
Google Inc.	15,520
株式会社アドウェイズ	10,983
株式会社AMoAd	6,241
その他	9,631
合計	192,868

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
80,680	1,227,325	1,115,137	192,868	85.3	40.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社メディアドゥ	52,519
フロンティアNEXT株式会社	4,612
ベンジャネット株式会社	2,236
その他	5,286
合計	64,655

④ 未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	37,327
株式会社アドウェイズ	33,855
株式会社メディアドゥ	7,921
Google, Inc	4,311
株式会社ファンコミュニケーションズ	3,338
その他	10,843
合計	97,598

⑤ 前受金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	21,819
合計	21,819

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年11月14日開催の取締役会において承認された第9期事業年度(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 【財務諸表】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	239,177
売掛金	250,689
前払費用	19,354
繰延税金資産	26,721
その他	119
流動資産合計	536,061

固定資産

有形固定資産

建物	1,987
減価償却累計額	△383
建物（純額）	1,603
工具、器具及び備品	1,840
減価償却累計額	△474
工具、器具及び備品（純額）	1,365
有形固定資産合計	2,969

投資その他の資産

敷金及び保証金	22,324
繰延税金資産	3,803
投資その他の資産合計	26,128

固定資産合計	29,097
--------	--------

資産合計	565,159
------	---------

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	74,114
1年内返済予定の長期借入金	3,783
未払金	110,460
未払費用	2,930
未払法人税等	14,977
前受金	32,297
預り金	1,992
その他	9,771
流動負債合計	250,329
固定負債	
長期借入金	6,697
固定負債合計	6,697
負債合計	257,026
純資産の部	
株主資本	
資本金	161,472
資本剰余金	
資本準備金	157,758
資本剰余金合計	157,758
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△11,098
利益剰余金合計	△11,098
株主資本合計	308,132
純資産合計	308,132
負債純資産合計	565,159

ロ 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	1,375,500
売上原価	860,721
売上総利益	514,779
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	313,439
役員報酬	37,650
給料手当	28,346
法定福利費	8,918
支払報酬	20,515
その他	27,295
販売費及び一般管理費合計	435,929
営業利益	78,849
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,400
その他	94
営業外収益合計	1,496
営業外費用	
支払利息	170
株式交付費	56
株式公開費用	2,000
新株予約権発行費	480
その他	301
営業外費用合計	3,008
経常利益	77,337
税引前当期純利益	77,337
法人税、住民税及び事業税	12,911
法人税等調整額	△30,525
法人税等合計	△17,613
当期純利益	94,951

【製造原価明細書】

		当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入高		790,760	91.9
II 労務費		23,792	2.8
III 経費	※1	46,168	5.3
売上原価		860,721	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度(千円)
外注費	24,895
賃借料	16,279

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

ハ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	153,347	149,633	149,633	△106,050	△106,050	196,931	196,931
当期変動額							
新株の発行	8,125	8,125	8,125			16,250	16,250
当期純利益				94,951	94,951	94,951	94,951
当期変動額合計	8,125	8,125	8,125	94,951	94,951	111,201	111,201
当期末残高	161,472	157,758	157,758	△11,098	△11,098	308,132	308,132

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	77,337
減価償却費	607
差入保証金消却額	800
受取利息	△2
支払利息	170
株式交付費	56
株式公開費用	2,000
新株予約権発行費	480
助成金収入	△1,400
売上債権の増減額(△は増加)	△57,820
仕入債務の増減額(△は減少)	9,459
前受金の増減額(△は減少)	10,478
未払金の増減額(△は減少)	10,861
その他	2,069
小計	55,098
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△170
助成金の受取額	1,400
法人税等の支払額	△2,342
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,988
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,276
敷金及び保証金の差入による支出	△7,729
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,006
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	10,480
長期借入金の返済による支出	△13,098
新株予約権の行使による株式の発行による収入	16,193
その他	△480
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,095
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	58,077
現金及び現金同等物の期首残高	181,099
現金及び現金同等物の期末残高	※ 239,177

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物につきましては、定額法を採用しております。

工具、器具及び備品につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～6年

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 税効果関係

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

損益に与える影響はありません。

2. 収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,840	3,003,160	—	3,018,000

(変動事由の概要)

第2回新株予約権の権利行使による増加 250株

株式分割による増加 3,002,910株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金	239,177千円
現金及び現金同等物	239,177千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金繰表等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	239,177	239,177	—
(2) 売掛金	250,689	250,689	—
(3) 敷金及び保証金	22,324	22,339	15
資産計	512,191	512,206	15
(1) 買掛金	74,114	74,114	—
(2) 未払金	110,460	110,460	—
(3) 長期借入金(※)	10,480	10,481	1
負債計	195,055	195,057	1

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	239,159	—	—	—
売掛金	250,689	—	—	—
敷金及び保証金(※)	22,324	—	—	—
合計	512,172	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しております。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,783	3,492	3,205	—	—	—
合計	3,783	3,492	3,205	—	—	—

(退職給付関係)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. ストック・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成27年9月14日	平成29年3月15日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2社	当社監査役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 56,000株	普通株式 45,200株
付与日	平成27年9月14日	平成29年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	平成29年3月31日～平成31年3月31日
権利行使期間	平成27年9月15日～平成30年9月14日	平成31年4月1日～平成39年2月28日

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成29年10月26日	平成30年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 10名	当社取締役 2名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 98,000株	普通株式 92,000株
付与日	平成29年10月31日	平成30年8月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	平成29年10月31日～平成31年10月31日	平成30年8月1日～平成32年8月1日
権利行使期間	平成31年11月1日～平成39年9月30日	平成32年8月2日～平成40年6月30日

(注) 平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

決議年月日	平成27年 9月14日	平成29年 3月15日	平成29年10月26日	平成30年 7月31日
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	45,200	—	—
付与	—	—	98,000	92,000
失効	—	12,800	6,200	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	32,400	91,800	92,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	56,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	50,000	—	—	—
失効	6,000	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	平成27年 9月14日	平成29年 3月15日	平成29年10月26日	平成30年 7月31日
権利行使価格(円)	325	750	900	900
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 平成29年3月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積り方法は、当社株式が未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプション及び自社株式オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式によっております。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 4,860千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 28,750千円

(税効果会計関係)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	9,157千円
ソフトウェア	10,680 "
未払事業税	1,219 "
繰越欠損金	30,723 "
その他	1,075 "
繰延税金資産小計	52,856千円
評価性引当額	△22,330 "
繰延税金資産合計	30,525千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	0.4%
所得拡大促進税制による税額控除	△1.3%
評価性引当額の増減	△52.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.8%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	738,727	マンガアプリ事業
ユナイテッド株式会社	238,284	マンガアプリ事業
株式会社fluct	151,949	マンガアプリ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	佐久間 亮輔	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 39.8	債務被保証及び不動産賃貸契約の被保証	地代家賃支払に対する債務被保証(注)2	10,683	—	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。

2. 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けておりましたが、平成30年8月31日に当該債務被保証は解消しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には、債務被保証期間の支払額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	102.10円
1株当たり当期純利益	31.81円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	94,951
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	94,951
普通株式の期中平均株式数(株)	2,984,849
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数1,081個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行 全国各支店(注1)
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://amazia.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価) (円)	移動理由
平成30年 5月31日	—	—	—	株式会社メディアドゥ ホールディングス 代表取締役 社長執行役員 CEO 藤田 恭嗣	東京都千代 田区一ツ橋 一丁目1番 1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	250	16,250,000 (65,000)	新株予約権 の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 価格（単価）は、新株予約権の行使条件による価格（単価）であります。
5. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成28年12月29日	平成29年3月31日	平成29年10月31日	平成30年8月1日
種類	普通株式	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	92株	普通株式 226株	普通株式 490株	普通株式 460株
発行価格	1株につき 1,500,000円(注)4	1株につき 150,000円(注)5	1株につき 180,000円(注)5	1株につき 180,000円(注)5
資本組入額	750,000円	75,000円	90,000円	90,000円
発行価額の総額	138,000,000円	33,900,000円	88,200,000円	82,800,000円
資本組入額の総額	69,000,000円	16,950,000円	44,100,000円	41,400,000円
発行方法	有償第三者割当	平成29年3月15日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年10月26日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年7月31日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)3	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年9月30日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき150,000円	1株につき180,000円	1株につき180,000円
行使期間	平成31年4月1日から平成39年2月28日まで	平成31年11月1日から平成39年9月30日まで	平成32年8月2日から平成40年6月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

7. 平成29年2月20日開催の取締役会決議により、平成29年3月15日付で株式1株につき10株の株式分割を、平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記株式①の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を、上記新株予約権①～③の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、平成29年3月15日付の株式分割後、平成30年9月1日付の株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
NVCC 7号投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピ タル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一 資本金 2,050百万円	東京都千代田区丸の内二 丁目4番1号	投資業	20	30,000,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
株式会社セレス 代表取締役社長 都木 聡 資本金 1,381百万円	東京都世田谷区用賀四丁 目10番1号世田谷ビジネ ススクエアタワー	スマートフォ ンメディア事 業	20	30,000,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
SMB Cベンチャーキャ ピタル3号投資事業有限 責任組合 無限責任組合 SMB Cベンチャーキャ ピタル株式会社 代表取締役社長 石橋 達史 資本金 500百万円	東京都中央区八重洲一丁 目3番4号	投資業	14	21,000,000 (1,500,000)	—
株式会社アドウェイズ 代表取締役 岡村陽久 資本金 1,605百万円	東京都新宿区西新宿八丁 目17番1号住友不動産新 宿グランドタワー38F	広告事業・メ ディア開発/運 営事業	14	21,000,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
株式会社VOYAGE VENTURES 代表取締役 永岡英則 資本金 99百万円	東京都渋谷区神泉町8番 16号渋谷ファーストプレ イス8F	投資業	13	19,500,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
三菱UFJキャピタル4 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株 式会社 代表取締役社長 半田 宗樹 資本金 2,950百万円	東京都中央区日本橋二丁 目3番4号	投資業	11	16,500,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)

(注) 平成29年2月20日開催の取締役会決議により、平成29年3月15日付で株式1株につき10株の株式分割を、平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西川 博志	東京都渋谷区	会社員	56	8,400,000 (150,000)	当社の従業員
林 遼	東京都練馬区	会社員	56	8,400,000 (150,000)	当社の従業員
藤田 早希	東京都杉並区	会社員	25	3,750,000 (150,000)	当社の従業員
小泉 妙美	東京都江東区	会社役員	17	2,550,000 (150,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
小野田 利香	神奈川県横浜市西区	会社員	8	1,200,000 (150,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。
2. 退職等により権利を喪失した従業員については記載をしておりません。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
神津 光良	東京都目黒区	会社役員	150	27,000,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中村 文洋	東京都新宿区	会社員	80	14,400,000 (180,000)	当社の従業員
渡邊 陽介	神奈川県横浜市青葉区	会社員	56	10,080,000 (180,000)	当社の従業員
林 遼	東京都練馬区	会社員	34	6,120,000 (180,000)	当社の従業員
井門 龍己	東京都渋谷区	会社員	25	4,500,000 (180,000)	当社の従業員
西川 博志	東京都渋谷区	会社員	24	4,320,000 (180,000)	当社の従業員
村野 慎之介	東京都品川区	会社役員	15	2,700,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
阿曾 友淳	神奈川県川崎市中原区	会社役員	15	2,700,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
成川 弘樹	東京都港区	会社役員	15	2,700,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
田口 結里加	神奈川県川崎市宮前区	会社員	15	2,700,000 (180,000)	当社の従業員
小泉 妙美	東京都江東区	会社役員	13	2,340,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
藤田 早希	東京都杉並区	会社員	10	1,800,000 (180,000)	当社の従業員
小野田 利香	神奈川県横浜市西区	会社員	7	1,260,000 (180,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職等により権利を喪失した従業員については記載をしておりません。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
江口 元昭	東京都渋谷区	会社役員	200	36,000,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
神津 光良	東京都目黒区	会社役員	70	12,600,000 (180,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
刑部 知晃	埼玉県白岡市	会社員	50	9,000,000 (180,000)	当社の従業員
狩野 健太郎	東京都江戸川区	会社員	35	6,300,000 (180,000)	当社の従業員
井門 龍己	東京都渋谷区	会社員	25	4,500,000 (180,000)	当社の従業員
渡邊 陽介	神奈川県横浜市青葉区	会社員	24	4,320,000 (180,000)	当社の従業員
林 遼	東京都練馬区	会社員	20	3,600,000 (180,000)	当社の従業員
中村 文洋	東京都新宿区	会社員	10	1,800,000 (180,000)	当社の従業員
西川 博志	東京都渋谷区	会社員	10	1,800,000 (180,000)	当社の従業員
加藤 未来	埼玉県富士見市	会社員	8	1,440,000 (180,000)	当社の従業員
矢島 侑未	東京都武蔵野市	会社員	8	1,440,000 (180,000)	当社の従業員

(注) 平成30年8月14日開催の取締役会決議により、平成30年9月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
佐久間 亮輔 ※1, 2	東京都渋谷区	1,200,000	37.10
江口 元昭 ※1, 3	東京都渋谷区	840,000 (40,000)	25.97 (1.24)
株式会社シーエー・モバイル※1	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト15F	390,000	12.06
株式会社メディアドゥホールディングス ※1	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	150,000	4.64
NVCC7号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	132,000	4.08
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	62,000	1.92
株式会社アドウェイズ ※1	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー38F	60,000	1.86
江口 弘尚 ※1, 5	東京都港区	60,000	1.86
株式会社VOYAGE VENTURES ※1	東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストブレイス8F	56,000	1.73
神津 光良 ※3	東京都目黒区	44,000 (44,000)	1.36 (1.36)
株式会社マイナビ ※1	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	40,000	1.24
株式会社セレス ※1	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー	40,000	1.24
SMBVCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	28,000	0.87
林 遼 ※6	東京都練馬区	22,000 (22,000)	0.68 (0.68)
西川 博志 ※6	東京都渋谷区	18,000 (18,000)	0.56 (0.56)
中村 文洋 ※6	東京都新宿区	18,000 (18,000)	0.56 (0.56)
渡邊 陽介 ※6	神奈川県横浜市青葉区	16,000 (16,000)	0.49 (0.49)
井門 龍己 ※6	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.31 (0.31)
刑部 知晃 ※6	埼玉県白岡市	10,000 (10,000)	0.31 (0.31)
狩野 健太郎 ※6	東京都江戸川区	7,000 (7,000)	0.22 (0.22)
藤田 早希 ※6	東京都杉並区	7,000 (7,000)	0.22 (0.22)
小泉 妙美 ※4	東京都江東区	6,000 (6,000)	0.19 (0.19)
村野 慎之介 ※3	東京都品川区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
阿曾 友淳 ※4	神奈川県川崎市中原区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
成川 弘樹 ※4	東京都港区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
田口 結里加 ※6	神奈川県川崎市宮前区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
小野田 利香 ※6	神奈川県横浜市西区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
加藤 未来 ※6	埼玉県富士見市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
矢島 侑未 ※6	東京都武蔵野市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
計	—	3,234,200 (216,200)	100 (6.68)

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10位)
 - 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
 - 3 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等 (当社監査役)
 - 5 特別利害関係者等 (当社取締役の二親等以内の血族)
 - 6 当社従業員
2. () 内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株主総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月6日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 勇 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Amaziaの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Amaziaの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月6日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 勇 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Amaziaの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Amaziaの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月6日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 勇 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Amaziaの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Amaziaの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

Amazia